顧問 大隈重信　會長 島田三郎
同 森村市左衛門　副會長 安部磯雄

廓清

（明治四十四年八月一日第三種郵便物認可）（大正五年五月一日納本）（毎月一回一日發行）

第六巻第五號

東京 廓清會本部 發行

新築移轉御披露

拜啓時下晩春の候に御座候處大方各位愈々御清穆に被爲渡、大慶至極に奉存候。陳者弊舖創業玆に二十有餘年、店舖を神田柳原河岸に開き、工場を小石川久堅町に營み、ライオン歯磨に、ライオン石鹼に、絶えず大方の深大なる御同情を仰ぎ、年々歳々鳴謝に餘る發展を遂げ、今日に於ける市場好評の中心となれる光榮を荷へる事、これ偏に各位御引立の賜と感銘に不堪次第に御座候、然るに事業の限なき發展に連れ、舊店舖にては執務上種々の不便利を感じ、既に昨年中本所厩橋畔に、新店舖と新工場との建設に取りかゝり着々工事を急がせ候處、此程漸く竣成を見るに至り候儘、本日を以て右新築位置に引き移り、總て新なる設備の下に諸事便利と簡捷とを期し、販賣製造共に大方積年の御恩情に酬いたき赤誠に御座候へば何卒舊來に倍する御愛顧を垂れ給はむ事を伏して奉懇願候、先づは今回の新築移轉に際し御挨拶如是候　敬具

大正五年五月五日

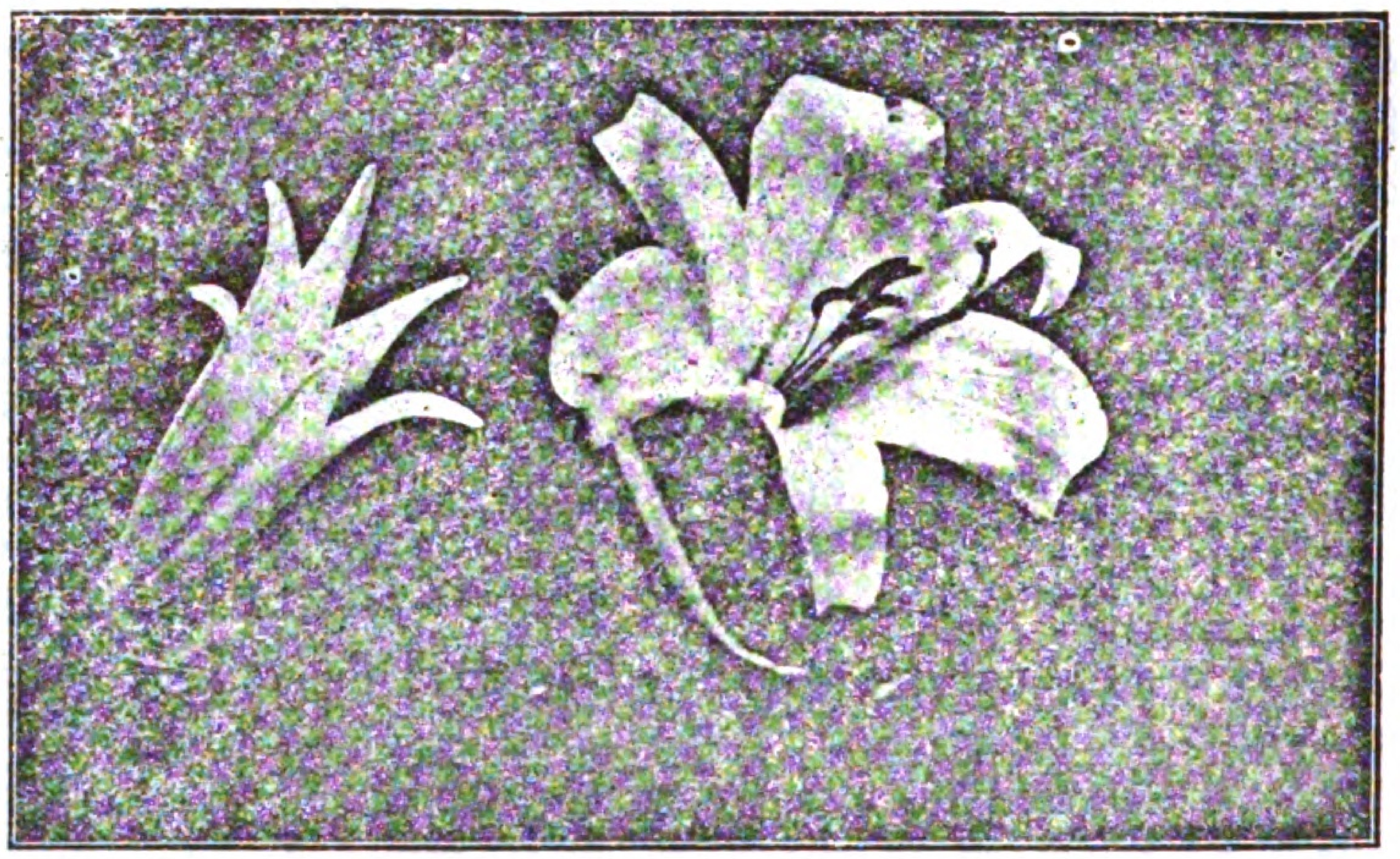
東京市本所區外手町六番地

ライオン歯磨
ライオン石鹼　本舖　小林富次郎

電話本所　九〇、九一　九二、九三番

廓　清
THE PURITY.

大正五年五月號　第六卷第五號



廓清時言

國民道德上の一大危機

四年四ケ月前、吾人の猛烈なる大運動によつて辛く贏ち得たる大阪難波新地遊廓廢絶の府令が、今回醜類の乘ずる處となつて突然大久保府知事により反古にせられ、新に其代地と附會して飛田に二萬坪の遊廓地を指定したる件は、大阪市民と共に吾人の堪へ難きの侮辱を感ずる處也。今にして此失火を消防する事なくんば、到處隨地燒木杭に火がつきて、京都和歌山はいふも更なり、餘焔は恐らくは燎原を燬くが如くならん。正に今次の問題は存置論と廢止論との一大遭遇戰と見る可き理由ありて、其將來に及ぼす効果に於て兩軍の關ケ原たる感なくんばあらず。一般正義論者の吾人に期待する所從つて頗る大なるべく、以て鼎の輕重を問はんとするに似たり。即ち吾人は國民道德上の一大危機として、諸君の熱誠なる團結奮鬪によつて、飽迄之が取消しを期し、之を容れずんば府知事を追ふ可く、内閣之を擁護せば、内閣乃ち倒す可し。敢て同志諸君の蹶起を促す。

新嘉坡に大廓清始まる

新嘉坡は人も知る如く南洋に於ける醜業婦集散の一大市場にして、風紀を紊亂する事甚しき爲め、英國官憲にては今般新に嚴重なる取締規則を制定し、本年七月迄に醜類を一掃する案を立て、目下其實行方法を考究中なるが、歐洲人に對してはそれ〴〵本國に送還せしむべきも、日本醜業婦に對しては、其渡航狀態より推斷して日本は非常に人身賣買の自由なる國と誤解し折角送還したりとも再び同樣の運命に陷る事なきかを憂慮し、日本政府に引渡す可きか、或は民間の救濟團體に委ぬ可きかに、迷ひつゝあ

りといふ。

吾人は在外醜業婦の取締を嚴にせられん事を望むと共に醜業に對する羞恥の心を失はしめ、之を嫌忌罪惡視せざる思想の養成所たる國家公認所撤廢の急を思はざる能はず、斯くの如くにして常に外國政府に取締らるゝに於ては、邦人に對する德性の侮蔑は、誰かやがて日人排斥問題隨所に蜂起して吾人の面前に唾する事なきを保し得るものぞ。

スミス氏の尊き確信

鳥も飛ぶ能はざる烈風中に、市返りの大飛行を敢行して成功したるスミス氏に對しては、唯驚歎畏服の外なく、航空術に關する國民の智識を啓發せられたる點に於て、滿腔の感謝を捧ぐべきは勿論なれども、吾人は特に廓清的見地より同君に多大の敬意を拂はんとす。氏の烈風中の大冒險は日本將校が風に對する迷信を打破せんが爲なりと稱し、更に「余は自ら不道德なる行ひをせざるが故に、墜落の慘死を遂ぐるが如き事なき確信を有す」といへり。何ぞそれ其確信の尊きや。我飛行將校にして一人の此確信を有し得る資格ある者ありや。否我日本國民にして幾人、たゞ男女問題の範圍のみに局限しても、此言をなし得る資格ある者ありや。ス氏の偉大なるは實に此確信あるが故也。此確信を有する處行くとして何ぞ可ならざる處あらん。宜なり彼の超人としての成功や。

ス氏に對する恥かしき侮辱

藝妓某々等が艶書をス氏に送りたりとか、遂に妓某と待合に春夢を貪りたりとか、或は藝妓と自働車に同乘せる如き寫眞版迄も作りたる記事捏造が各新聞によつて傳はるや、ス氏之を不快とする事甚しく、或集會の席上に於て其の事實の無根なる旨を辯明したるに對し、長岡中將は立つて、米國と日本とは國情を異にす。それ等の事は決して貴下を侮辱せんとするの意にあらずして、歡迎の情切なるものあるより生じたるに外ならず、と答へたりといふ。吾人は高潔なるス氏の前に、長岡中將によりて國民道德が臆面もなく傷けられたるを痛憤し其厚顏無恥を憫れまざる能はず。

ス氏はまた飛田遊廓問題起るや、反對の意見を公にしたり。而して曰く『飛行家としてに限らず何事にても眞に成功せんとする青年は、斯樣な者を必要とすべからず』云々(別項參照を乞ふ)と。

紐育州囚人の請願

最近着ユニオン、シグナル紙の報ずる處によれば、ニユーヨーク州立シン、シン、オーバーン監獄と、ダネモラ監獄の囚人一千名連署して、禁酒法令の布かれん事を請願したりといふ。而して一一二二一號の囚人はこの法律を制定するの必要迫まれるを語り居れり。

吾人は之を囚人の言に聞き、囚人の請願なる點に於て最も深刻なる共鳴を感ぜざる能はず、蓋し若し社會より酒と遊廓とを驅逐し得たらんには、殆んど彼等が囚人たるの理由原因が其大部分を消滅すべく、彼等自分の深刻なる經驗の上に立つ點に於て嚴肅なる價値を有し、吾人の三考に値す。(江南)

決議

大阪府廳が、數年前廢絶せし難波新地遊廓の代地なりと附會し、名を貸座敷失業者の救濟に藉りて、新に飛田の遊廓地を許可せしは、是れ公娼設置の地域を擴めたるものにして、吾人の絶對に反對する所なり。吾人其背理を聲明して當局の反省を促し、斷然之を中止せられんことを望み、此に之を議決す。

大正五年四月二十日

廓清會本部

We, the undersigned foreigners residing in Osaka firmly believing

That The Honor of Osaka and the Physical and Moral integrity of the future generation demand that public prostitution be refressed.

Since Prostitution spreads disease, a disease infecting not only the guilty, but contaminating the innocent wife and child in the home; a disease to be feared with as gread horror as a leprous plague; a disease scattering misery broadcast, and leaving in its wake sterility, insanity, paralysis, the blinded eyes of little babes, degradation, and physical and mental decay: and since

Segregation, so-called, does not segregate, as experience in other cunntries has shown that private prostitution *abounds* where public prostitution is lisensed and segregated, and since it is an eudent fact that the *Men* who carry the terrible disease to innocent wives and children cannot be segregated:

Do humbly pray, your Exellence For the honor of Osaka and the purification of society to do your best to have the order establishing the quorter at Tobita, Osaka. *Rescinded* ad once. Osaka April 29th, 1916.

George Gleason W.H.Erskiue, A.Tonngren, Miss. Hessler, Mrs. John Foote, Miss. Pansom, Miss. Alexander, Miss. Ward Miss. M.Kowan, Miss. Acxk, G.W.Fultov, A.D.Hail, R.E.Purinton. George Allchin, G.W.Van Horn, Miss. Bull, Miss. Tristram, Miss. Edna Eoffmeyer, Miss. Florence, Erffmeyer Miss. F.Carter, Miss. Danielson. J.Cowl W.R.Weakley Slen Shaw I.L.Strickler J.Wolfe, G.W.Fulton, W.H.Erskine,

大阪飛田遊廓問題

□廓清會を侮辱する國民道德上の一大危機□

大正五年四月十五日、大阪府廳は突として府下天王寺附近飛田に二萬坪の地を遊廓地として許可した。青天の霹靂とは此事である。我等同志は愕然として色を失ひ、大阪市民は擧つて震駭した。云ふ勿れ一大阪の一遊廓問題のみと。一葉落ちて天下の秋を知る、唇破るれば歯即ち寒し、禍害の波及する處知る可からず。本會は即ち平素の主張に基き結束して立ち、天下の正論に訴へて誓つてこれが徹回を期せんとす。既に反對の火蓋を切り別項所載の如く東西相呼應して大戰爭を開始したのである、乞ふ先づ當局者の辯ずる處を聞かん。

第一、飛田遊廓は明治四十五年一月火災の爲め廢止したる難波新地遊廓の代地であつて、當時他に適地を指定すべき口約を與へ、警察部長更迭毎に此事の引繼ぎをなし來りしものである。

第二、失業者は此口約を信じ、種々の苦痛を忍び來れる者少からず、常に陳情書を提出して、幾度となく代地の指定を請願し居りたることにて、此等失業者救濟の意味をも含む。

第三、大阪の遊廓は市内に散在して其處を得ざるが故に、將來機會を待つて漸次市外に移轉せしむる方針であつて、難波新地の燒失地域は七千坪であるから、飛田新指定地二萬坪の內、七千坪は此等失業者の爲めに用ひ、殘りの一萬三千坪は他の遊廓より移轉を出願するもの、又は或る機會（火災等を意味す）に於て移轉を命ずる、即ち遊廓整理のためなること。

第四、天王寺附近の新世界なる地は、東京に於ける淺草の如き大魔窟にして、從來此等賣淫婦の取締に難じたる場所なるが故に、寧ろ公娼を置きて私娼を制限せしむる事。

第五、數年の後に突然指定するに至りたるは、當時より政黨者、土地投機者、運動者の纏綿せるため情弊の消え去る機會を待ち居たりしため。

見よ其理由の淺薄、愚劣滑稽なる、殆んど言語同斷である。顧れば四年四ケ月の昔、難波新地の燒失するや、林歌子、宮川經輝氏等の有志は一齊に蹶起して、罹災者の救濟を一方に企つると共に、他面には之が廢絕の大戰鬪を開始し、廓清會本部よりは恰も吉原全燒善後策の爲め來援中なりし、英國の廢娼同盟會幹事グレゴリー氏を始め、本部役員諸氏續々西下して、或は當局に或は演說會を以て輿論に訴へ或は印刷物を配付する等、二週日の間晝夜を分たざる大激戰の後、見事に凱歌を奏して其廢止の府令を見、一千人の會員を得て支部の成立を見るに至り。グ氏の如きはロンドンに於て起りたる廢止運動がマンチエスターに於て成功したると同樣であると雀躍して之を唯一の土産として歸國したのであつたが、今は泡沫の夢と消え果てた。嗚呼四年四ケ月に長じたる我等の愛兒はあはれ爲政の痴人が蹂躪する處となり、土地投機業者の犧牲となつて頓死して了つた、哀傷痛恨何ぞ堪へん。而も幸に輿論は悉く之に反對を表してゐる、大阪每日同朝日の兩紙は連日反對の火の手を擧げてゐるのである。立て、義に勇み仁に逸る我が同志諸君、皇國の興廢は此一擧にある。

飛田遊廓新設反對陳情書

左は、大阪府市會兩議員其他の諸團體等より、廓淸會、女子青年會、東京青年會、其督教同盟會等の連署を以て、主務省に陳情せんとする草案である。

今回大阪天王寺附近飛田に於て、遊廓設置の地域二萬坪を新に許可せられたるは、良民の吃驚する所にして眞に慨嘆にたえざる怪事と奉存候。

私共原來の主張によれば國民の德性を破壞する遊廓公許の制度は、之を全廢するを目的と致す所なるも、因襲の久き一時に之を遂行し難き事情あらんには、之を減じ又之を減じて終に之が絶滅を期せんことに努め居候。然るに今回突然前記の遊廓を許可せられたるは、全く其增設の方針にして、時代の進歩に逆行する失計と存候に付、此に其不條理の次第を陳述し、斷然其公許を取消されん事を請願仕候。

根本思想の誤謬

公娼は多年迷信の遺制にして何等根據ある主張にあらず、公娼を主張する者の説を聞くに、是れ已むを得ざる害惡なり其事の害惡なるは之を認むるも、之を廢すれば更に之より甚だしき弊害を生ずるが故に、已むを得ず此制度を設くといふに在り。其言ふ所の甚き弊害を説て曰く、性慾は人類の要性なるが故に、之を强制すれば良家の婦女其害を被むるの餘弊を生ずと。又曰く公娼廢止せらるれば私娼增加し、檢黴は公娼に行るゝも私娼には行はれずして、恐るべき病毒の傳染を防ぐ能はずと、是れ一般に此制度を擁護する世論なるも畢竟因襲の爲めに聰明を掩はるゝの迷信に過ぎずして、事實の研究を經ざる俗見と存候。人心汚下して淫風を制すべき健全の俗壞るゝときは、區々限りある公娼を以て此毒害を防ぐべきにあらず、故に公娼盛なる地方には私娼之と共に起り、之に脚を容るゝ決して獨身鰥夫の者のみならざるは事實の證明する所に候。淫風を疾むの觀念一たび弛まんには、既婚未婚の區別なく滔然として之に趨き、自ら恥づることを知らず、此の風を長ずるに於ては人も亦之を咎めず、相率ひて俗を成し、却て公娼私娼の增加を來すは必然の結果に候。且公娼は公けの許可を受くるが故に貸座敷業が他の正業と同視せられ、娼婦が良家の婦と同視せられ、人も亦公然之に接して恥づるなきに至る。是れ良風を蠹害する禍根にして、百般の弊之より生じ候。性慾は人性の要求なりといふも此事單に男子にのみ存するに非ず、然るに現在に於て婦人は相當に其節操を保つを得て男子のみ公娼を置かざれば其品性を保つ能はずといふは謂れなき主張と存候。要するに良家の婦人が其節操を重ずるは、萬一之を保たざれば世に容れられざる社會的制裁婦人の汚行を擯斥し假借せざる健全なる習慣の力によるものに候。反之して位置敎育ある男子すら自ら縱まなるは社會之を咎めず、却て公娼の必要を説くが如き、放逸なる社會の俗見に誘はるゝによる儀にして、政府自ら公娼を許可し、以て社會を墮落せしめ人心を腐敗せしめ、男子に淫行を公許する制度を設くる事が一般の風俗を破りて私娼を增加するに

至るは怪むに足らすと存候。

政府は他の事に於て着々風俗の改良に意を用ひられ、文章繪畫等には苟も良風を壞亂するの嫌あるものは、之を禁壓せらるゝに拘はらず、因襲の爲めに婦女を物品視し、店頭に列ねて之を萬人の眼に曝らし、視覺を透して劣情を誘起するの制度を設け、華燈艶花を廓內に公許し、民衆を促して之に群來せらしむる慣習を是認するは、極めて矛盾の施設と存候、口を病毒防止の一事に藉るも斷じて此の如き矛盾を許す能はず

且此問題に就て誠實に研究せる專門家の說に徵するに、其所謂檢黴は全く一片の形式にして有名無實なるは明白に候、黴毒淋毒なるものは、一度病めば短日月の間に傳染せざる程に快癒する性質の症にあらずして、一週一回の檢査によつて之を防止すべきにあらず、甲遊客が毒を播て乙遊客に傳ふるが如き、殆ど之を筆にするを忌むべき程の無情を娼婦に與へ、金錢以外何の思想も無き無恥無慚の樓主が私慾を殺ぎ、私利を損じて病毒を癒すべき手當と時日とを娼妓に與ふると想へるは迂濶の觀察にして、之を檢するの醫師も亦其專門家の面目を重じ樓主に反對し、嚴正の處置を爲す程度の資格ある者稀有に候。要するに彼蓄奴業と伍して遊廓の此業を掌る醫師に、高尙の志を責め、自己の利害を離れ、敢然樓主の誘惑に反對する人物を得べしと想ふは、迷信の甚きものと存候。警察の監視も此點に於ては、殆ど賴み少く候、私共は此に其詳說に涉らざる可し、但し一事實を記して一般の御參考に供し候

前年東京市洲崎遊廓に於て廢業を願ふ娼妓ありて、救世軍人の助を乞ふにより、之を救ひて其志を成さしめんとしたるに、多數の暴徒群起して救世軍人を襲擊し、人事不省に陷らしめたることあり、訴訟の結果は其主謀者と認むべき樓主は何の咎めも無く、假作的代人と見るべきもの一人僅少の罰金を課せられ、此被害者を保護すべき警察官は職務不行屆の廉を以て免職せられしが、月を越へて此前警察官は貸座敷事務所の書記として現れ來り候、私共は別に此事件に關して說明を加へ不申候へ共、所謂遊廓の中心は無恥無慚の樓主に在り。人情も條理も影を此地域に留めず、殘忍風を成し、騙詐結品するの別世界を開き、而して官權を以て之を維持せらるゝ者にして、其地域內最大唯一の勢力は金錢の外にあること無く、醫師も警官も其力を効すべきの餘地なく甚きは其傀儡となる

前記警官の實例の如きあり、然るにこれに依賴して檢黴の効を期待するは、全く空想にして此問題を研究し事實を調査する者より之を見るに、眞に舊慣に拘はれたる一種の迷信に候、此之を以て無毒の遊蕩地なりと保險の責任を當局が取られ、此保險に誘はれて傳染の毒に罹る者は憫むべき者にして斯かる制度の爲めに身體を賣り蕩兒放縱の犧牲となる婦女に對しては、更に憫惻の念に堪へざる次第に御座候。

私共が公娼廢止の主張は研究の結果に出でたる確信に基き候、世の反對者は輕薄に妄評し、理論可なるも實際に不可なりと申候も、畢竟彼等は何の研究をも爲さず又私共の主張を理解せざる者に候、私共は公娼廢止によりて直ちに遊蕩兒を絕滅し得ると妄說する者にあらず、隨て賣笑婦が一時に掃蕩せらるべしと妄信するにも之れ無く、但公娼制度は國家が淫行を公許し貸座敷の名によつて人身を賣り、又淫行を婦女に强ゆるを公許する醜惡の制度となし、且之を公認する結果として貸座敷業者は其不正業の利益を、正業の利益と同視し、

公人として衆民の上に座し、撰被撰の公權を有するにより公德を破壞するも、既に其業を公許する以上國家は之を奈何ともする能はざるは現在の狀態に候。

更に公娼と私娼との大なる差異は、本人が正業に就かんとするも、金錢の束縛によりて其意に反して淫行を繼續せしめらるゝは公娼なり、已めんと欲すれば直に已めて正業に轉ずるの自由あるは私娼なり、自己の意に背きて父兄の爲めに金錢の目的物となるは公娼なり、自己の墮落によつて賣春の群に入るは私娼なり、是等の點に於て國家は其間の差異を識別し人身賣買の事實ある者を制止する方針を取らざるべからず金錢を目的とし勝負を爭ふを好むは、人生の短所として又絕滅し難き弊風なり。此短所あり、此弊風ありと雖も國家は已むを得ざる性僻として之を公許せざるなり、公娼を已むを得ざる制度なりとせば賭博も亦、已むを得ざるものとして、之を公許すべき乎。但し慣習の爲めに賭博は之を禁じ、賣淫は之を公許す。其間何の異なれる條理あるにあらず候。私共が公娼に反對するは、此の如き論據に出でたるものにして、之を私娼として良民を誘惑する公けの性質を禁じ、警察制度を嚴にして私娼の放縱を制し、警察眼を放つて嚴然之を監視し其籍は警察簿に記錄し、其病毒を檢査し、病める者は賣春の行爲を禁じ、正業に就かんとする者は、自由に之に就かしむるのみならず、寧ろ一種の感化事業の區域に組入れ、社會改善の範圍に置き之を政務の一部に現はされんことを冀望致居候

往年東京市內に於ける掏摸退治の功を奏したるは、私娼取締の爲めに好適例と存候。維新政府は幕政廢止の後を受けて掏摸は探偵の補助の如く、下級の警吏と相交り警察は之を嚴治せず、之が爲めに良民其害を被り候も、多年の習慣放慢に附したるを、龜井總監の鋭意果斷によりて此宿弊を一掃し、良民をして永く此患害より脫せしめたるは、私共の感謝する處に候。若し娼制根本の問題に觸れて嚴正に私娼を取締り、無許可の者は之を監禁し許可の者は之を監視し、病毒の者は之を禁止し、制に違ふ者は之を罰する時は其面目を一新すること決して困難にあらずと信じ候。要するに當局が誠意現狀の眞相を研究して、人身賣買、公娼と公權との關係、賣淫公許の矛盾、其社會に及ぼす惡感化、檢黴の無效力にして却て不取締の私娼と共に社會に弊害を及ぼす至大なる實狀を認識せられ、而して公娼制度を廢絕するの方針として、新遊廓を許可せず私娼取締の嚴正に眞實ならんことを切望する次第に候。

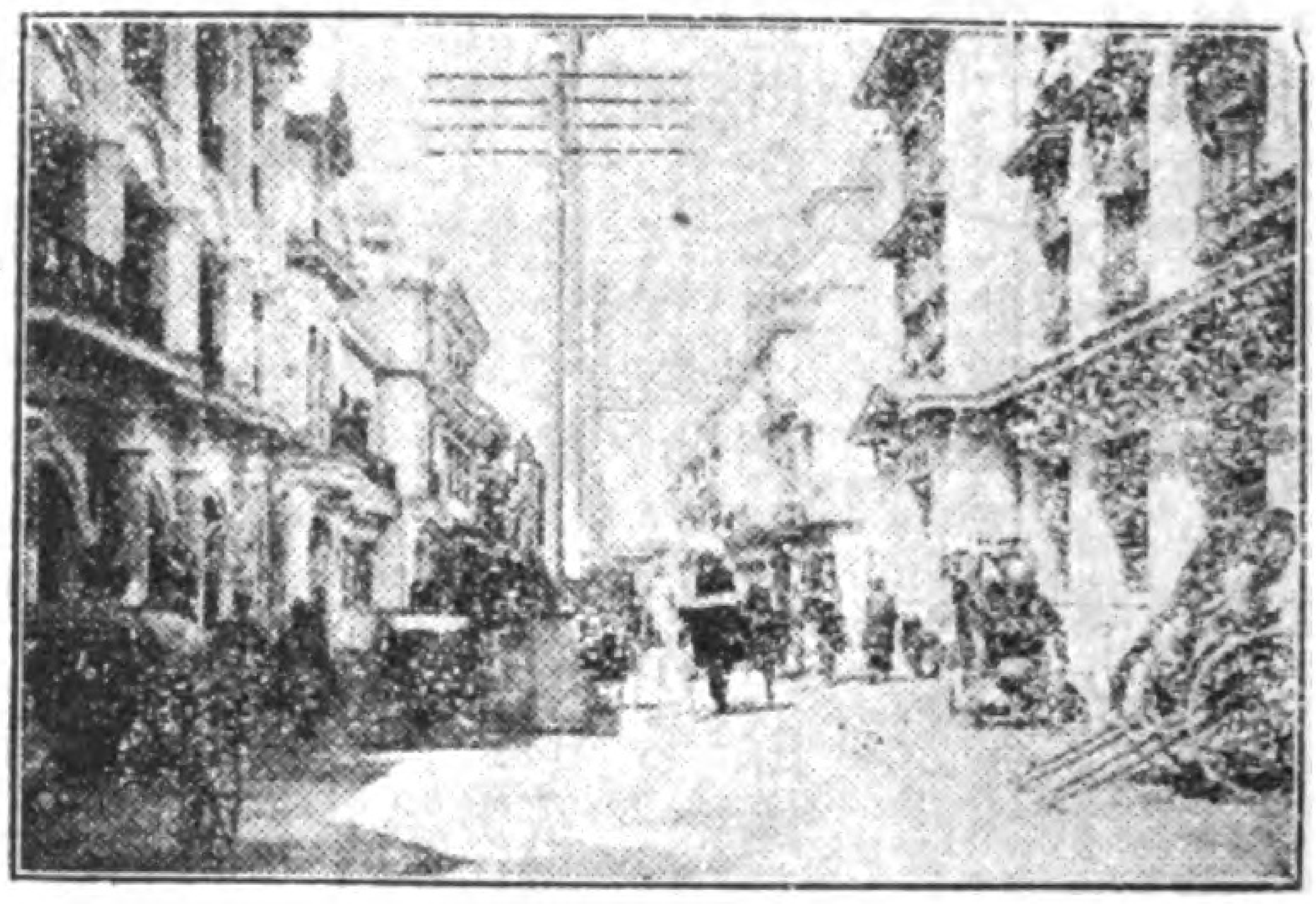
現下事實の問題

以上陳述する處は、私共本來の主張にして今回大阪に起りたる問題は此主張より推して、私共の直接請願する所に候。私共は現在の遊廓を減じて、或る年限內に之を廢止せんと冀望するが故に、更に一層の强度を以て大阪附近飛田に許可せられたる遊廓設置に反對するものに御座候。大阪府廳は明治四十五年火災に罹れる市內遊廓の代地として、飛田に二萬坪の新遊廓を設定し、又舊貸座敷業者を救濟するに在りと公言し居るも、事實は決して此の如くならず、四年間を隔てたる貸座敷業者が今日迄徒食し居るにあらず、或は殘存する市內の遊廓地に貸座敷を開き、或は他の正業に轉業したるは事實にして、飛田二萬坪の廣地を遊廓地としたるは、是れ新地に遊廓を擴めたるに外ならず、且救濟云々といふは、是れ貸座

敷業者を本位とする見解にして、市民の利益を目的とするものにあらず、其精神既に善良なる民政と言ふべからず、假りに未婚男子の放蕩公許の爲めなりとせば、大阪府は五十五歳以下十八歳の未婚男子四十一人に對し娼妓一人の割合にして全國第一娼妓多數の地也、京都府は全國中多數の娼妓を有すと雖も尙大阪に及ばず、然るに近時其數過多なりとして、市内四ヶ所の遊廓を減じたるを見るに、大阪が更に之を增加せんとするは、是れ假りに公娼を是認する見地に立つも、尙市民其者の爲めにするにあらず、貸座敷業者を目的とする不可解の處分にして、更に精覈するに四年間徒手する舊貸座敷業者なければ、是れ別に隱秘の目的ありと推斷せざる可からず、大阪市民の普く傳ふる所によるに、大阪土地會社關係者が其所有地々價の騰貴を博せんが爲めに、名を私娼取締に藉りて運動せる者なりといふ、許可の公示に先ちて俄然地價の騰貴したる事及び許可の内決を知らざる者が知れる者に安價に買取られたる事、是等の事實より推すに一種土地の投機を試みて市民の精神を毀壞すべき公娼地を設定したると信せざるべからず、由來各府縣に公娼設置の運動は名を私娼を抑へんとするに藉りて、土地賣買の歷史を繰返へさゞるもの殆ど稀なる次第にして大阪の近事は其適例と存候。

學校地を蠹害し又公園を汚壞する者あり

政府は堅實なる國民を造らんと欲して、教育上學校以外青年會の發達を配慮せられ、强健素朴の人物を養成せんと盡力すと稱せられる、然るに大阪府廳が一種の土地投機商に誤られて、淫靡の風を商工業中心の要地に煽らんとするは、眞に矛盾の甚きものにして、其良民を蠹害し都市を腐敗する結果寒心すべき次第と存候、此事は漫然たる汎論にこれ無く、現に新遊廓飛田は二九頁に揭ぐる略圖の如く、四面各種の學校所在地にして、又汽車電車の線、圍む所に候。高等商業、師範、女子師範、桃山今宮の二中學、成器商業、職工學校、濟美館等揭げ來れば男女青年の教育區と稱すべき方面にして、是等青年は未來大阪市の精神を支配する國民なるに、其往來する汽車電車より公許の淫蕩地を望み得るとせば、憫むべし是等青年は如何なる惡感化を被むり可申哉、是れ腐臭の氣を其精神に吹き込むと同一にして、其結果小にしては大阪市を害し大にしては延きて不良の影響を全國に與へんとす、且新遊廓は天王寺公園に接近し居り候に付、百三十餘萬の市民が家を富まし、國を豐にせんが爲めに終日營々として、心身を勞し日夕少閑を得て公園に新鮮の空氣を呼吸し、青草を踐みて精神を爽快にせんと公園に散歩を試みんとせんに、淫聲は其耳を亂り邪色は其眼を汚して其健全の氣を傷はれ、婦女少年は此共同の樂地を避けて、遠く遁るゝに至らんとす。大阪市民は何の罪ありて、此過てる府政の爲めに此の如き犧牲を土地投機商の私利に獻ずる惡運命を與へられ候哉、承る處に依るに文部省はパノラマ電氣館其他各種の見世物店等の如きも之を學校の近傍に設置せんとする場合に於ては、豫め其性質を檢して無害の物を許可するの内達ありと、此精到懇切なる注意あるに反して、上記の地勢なる飛田に臭穢薫蒸の賣淫地區を設定せられたるは府政の失計と確信致し候。何卒私共主張の誠意を諒として、斷然府令の廢止せらるゝ樣此段請願仕候也。



公娼制度は隔離主義の上に立つ風紀上の避病院であるといふ。然も遊廓は父子兄妹手を携へて観覧する名所圖繪の第一頁である。春は花、夏は燈籠、秋は菊、冬は酉の市と常に満都の老弱を、押すな押すなと群来せしめてゐる。見よ其樓閣の如何に堂々たるか。嗚呼如斯にして風紀上の避病院には不斷の大園遊會が開かれてゐるのである。恐るべき哉傳染病院の大園遊會!!



日東君子國は五萬の生靈を犠牲とし、年々八千人の新しき奴隷を囚へ、鐵窓の中に縛して、醜陋堪ゆ可からざる人生の最大侮辱を加へつゝある。而して其肉の香りに餓狼飢虎が怒濤の如く日夜寄せ來つて慟哭悲泣の肉聲に會心の笑ひを洩らしてゐるのである。嗚呼鐵窓の裡に捕はれたる者野獣乎、其肉を喰はんとする者野獣乎、抑も亦此制度を維持せんとする者野獣乎!!

公娼問題

「に就て『新日本』に表はれたる」

▼政治家としての
尾崎法相の説を評す……衆議院議長 島田三郎

▼批評家としての
谷本博士の説を評す……早大教授 安部磯雄

▼批評家としての
松村介石氏の説を評す……廓清會理事 油谷治郎七

▼醫學者としての
永井博士の説を評す……醫學博士 松浦有志太郎

▼教育家としての
下田次郎氏の説を評す……早大教授 内ケ崎作三郎

▼新日本によりて
誤られたる自説を辯ず……慶大教授 向軍治

尾崎法相の公娼論を評す

衆議院議長
廓清會長　島田三郎

□悉く之れ凡俗の見也

『新日本』四月號に『殘された婦人問題の解決』と題して十一大家の意見を徴された。問題は即ち公娼是非の議論であつて、女流教育家あり、女子教育家あり、政治家あり、醫家あり、評論家あり、何れも名ある人々の論評である。從來我等社會廓清を唱へる者の專務として論ぜられた此問題を如斯一般に涉つて意見を集め之を普通の雜誌に載せるといふ事は始めてゞあつて、一般的の問題となつたといふ事だけは正に一進歩と見るべきであらう。併し乍ら惜しい哉從來此問題に意を注いだ救世軍の山室君、矯風會の矢島女史、成女學校の宮田君等を除いては、一般的常識の觀察に止まつて特に此問題を研究した實驗がないから、新しい意見と事實に觸れた意見を見出さなかつたのは、餘儀ない事であるがまた遺憾とせざるを得ぬ。

大體に於て此等普遍的評論家は二つの論點に歸着するやうである。『世の中は理論通りに行かぬ。理論はよくても實際には行はれぬ』といふのが第一論點で、『性慾は人間の自然性であるから之を強て止めたら濁流は却つて氾濫するから廢娼などは實行せられぬ。醫師の側からは特に衛生上害がある、寧ろ公娼を許可するのは止むを得ざる必要である』となすのが其第二論點である。

私は之を概評するに事實を研究して深刻に考へた評論と見る事は出來ぬ。現在四圍の事情に理性を眩まされて凡俗の見解を脫しなかつたと云はなければならぬ。廓清會では之等諸家の議論に對して各自役員の意見を部分けにして、機關雜誌に載せる事になつたから、諸家の議論に觸れる事は他の役員に讓り、自分は編輯者の求めに應じて、尾崎君の『政治家は何と見るか』の問題に對して意見を述ぶる事とする。

□守舊黨の常套語のみ

尾崎君の議論を通讀するに大體の精神は異論はないが、『公娼はよくないが之を制する事は政治的の力では出來ぬから、一般の風俗をよくせねばならぬ、歐米人は肉體の下半身に關する事は人の前に云はぬ程嚴肅な習慣であつて、譬へば足といふ言葉さへ婦人の前では發しない。机の脚といふ言葉すら遠慮するのであつて、餘風は禽獸に迄及んで、禽獸の牝牡携行する者があつても人の姿を見ると直に隱れ去る位な者である

斯くならねば人間の淫猥な風を制する事は出來ぬ。然るに日本では反對に淫猥の話を公然する。親子の間でも淫猥の話を戯れにしても恥ちない程の日本であるから、今公娼を廢する事は出來ぬ。故に政治家は事實を事實として之が適策を講ずるの外はない。一概に公娼を廢するは理論としてはよろしいが、實際に行はれぬ』といふ議論であつて、要之理論と實際とは別物であるといふ議論に歸着してゐる。

尾崎君は達觀の人で、進步的の思想を以て政界を指導した過去の歷史は人の記憶する處であるが、社會的男女關係に就てはあまりに保守的と評すべきである。理論はよろしいが實際に行はれぬとは守舊黨が久しく國民政治を把んだ口吻である。之は唯日本のみでなく、諸國皆然りで、先見卓識の士が大改革の意氣と之を實行する熱烈の精神を以て理論を實にする意見を社會に擴めてこそ、始めて理論が事實に表はれるのである。

私は此場合マコーレーが民政に反對する守舊論者に警告して云つた奇拔な評言を茲に引用する事の適切を思ふ。即ち『水を知らぬ人を水に入れるは危險なりとて、陸で水練を習ひ、泳げる樣になつて水に入んとするの恐や及ぶ可からず』と喝破したが、同じ事が立憲政治の上に眞理であるならば、廢止されなくてはならぬ。何が故に憫れむべき女性の人身が賣買せられてゐるのを平然と見て居るのであるか、何が故に警察官が廢業せんとする娼妓の自由意志を束縛し貸座敷業者を保護するのであるか、何が故に社會が之を冷然として居るのであるか、猛獸罪人の外は檻倉の中に束縛せられてゐる者はないのに、其身體を束縛し其行通を閉塞し、現に鐵棒を以て窓を閉ざし逃亡を防いでゐるのを不關焉と傍觀して居るのであるか、蓋し一言以て之を蔽へば慣習性の耳目を聾せるが故である。若し虛心坦懷此制度を見んか、誰か悚然として其殘忍なる制度に驚倒せざるを得ん。

□水源を濁し末流を清むるの愚

現今は日本の各般の制度は必ずしも歐米に劣れりとなさず邦家の爲めに身命を捧ぐる犧牲の精神の如きは、日本の誇りにして又歐米諸國の歎稱する處である。武士的道德の如き亦日本人の國粹として誇りとする處である。今日は稍々衰へたが『武士に二言なし』と信義を守る德性も頗る盛んであつた。然るに獨り男女關係は、尾崎君の歎息するが如き劣性なるは何故であるか、日本人は一方に前に述ぶるが如く高尙であり一方には後に述ぶるが如く下劣であるとすれば不自然の發達と云はざるを得ない、不自然は不健康を意味するが故に、健全なる世論は嚴肅方正なる他の方面に發達したる日本人の道念に迄、他の墮落せる男女風俗の缺點を引上ぐべき有力なる改革力なりと信ずる、而して現在男女間の風俗の下劣は社會制度の缺點であつて、其重なるものは即ち公娼制度なのである。

尾崎君は、男女の德性が治まらなければ公娼は廢止されぬといふが、男子の德性の劣等なるが爲め、人として同等であるべき婦人を其缺點の穢性とする制度が、果して公正の制度として許可さるべき道理あらんや。加之斯くの如き制度あるが爲め文章に表はれ繪畫に現はれて清淨無垢の一般國民の

耳目に觸れしむるのであつて、此習慣が如何に一般の民性を傷け・男女間の道德を破壞しつゝあるか想像の外である。男女の純潔を必要とすと論ずる人は、先づ其害毒の根源たる公娼に斧鉞を加へよ、斯かる醜惡なる制度を公許して一般男女を潔めんとするは、水源を濁して末流を清めんとする矛盾に陷るではないか。

要するに何人も深刻に其事實を調査し、精神を注いで一般の影響を觀察したならば、普遍的に慢然と評する事を許さない筈である。『新日本』に表はれた各家の評論は、他の點に於ては長所ある名家たるは勿論なれど、此問題に就ては凡俗の域を脫して居ないのであつて、平生此問題に意を注がず、四邊の慣習に囚はれて眼を開かざる結果であるといふべきである。且つ廓淸會や矯風會の主張の論點を捕へざる不穿鑿の結果と見る事が出來る。

□奴隷廢止と拷問廢止の歷史を見よ

公娼と密娼との利害は著しき相違がある。公娼は國家が淫賣を公許し、密娼は國家が之を大目に見て外に表はれるのを制する仕組である。公娼は他の金錢の奴隷たる貸座敷營業と稱する奴隷所有者の奴隷として賣買され、本人が廢業したくても許さぬのである。無智の婦人を欺いて強て借金を負はしめ、其償却をなさしめず、健康の續く間は許さないのである。詮ずる所墮落せぬ者が金錢の爲に墮落せられるのである。而して密娼は之と反對に自由意志の淫行をなし、廢せんとすれば廢せられる。人身賣買ではない。自身の墮落である。此手續を了解したら公娼の斷然廢止すべく、政治的に實行し得る事を悟り得るであらうと思ふ。

これを奴隷廢止の歷史に見よ、慣習は人の耳目を暗ますことは明白で、達觀の人、義俠の人、仁愛の人が慣習を打破る非常なる努力によつて始めて決行せられたのである。シャープクラークソン、ウイルバーホースの努力を見よ、如何に當時の法律家政治家が奴隷制度の止むべからざるを云つたか、之に對し、如何に前記の人々が憤激力鬪したか、而して法律家政治家が止むを得ないといふた口吻と、存娼論者の口吻との吻合を見よ。奴隷を廢止すれば土地が荒れるから國家必要の制度であるといふ西南部の主張の如何に猛烈であつたか、若しリンコルンを首領とする北部の政治家の勇斷猛鬪がなかつたならば、未だに奴隷を憫れむ人心が發達せぬといふ狀態が繼續したであらう。

更に拷問廢止の歷史に見よ、證據裁判で材料が擧らぬと非常な勢で主張したのは明治五六年の頃の最大多數であつたが、小數の理論家が慣習を排擊して今日の證據裁判となしたのは日本の實例である。此等の實例が公娼制度に適用さるゝとを思ふたら、守舊思想の誤れる事思ひ半に過ぎぬであらう

□反對論者の二大謬想

紙面に限りがあるから主張を茲に止めて置くが、此他に二つの反對の要點が諸家の口吻から洩れて居る。公娼は私娼を抑へる、公娼を廢すると私娼が殖へるから公娼は必要なりといふ議論と、衛生上から必要とする議論である。これ等は皆

實際の事情を調べない普遍的淺薄の議論で、要するに賣笑婦の多寡は風俗の如何によつて決定する。公娼が私娼を制限するとなすが如きは迂濶極まる議論と云はざるを得ぬ。而して帝國第一の組織的公娼は吉原である、其側の淺草に私娼の増加するを防ぎ得ないのは目前の事實である。

密娼も警察が手を入れて衛生を檢査したならば衛生の點は杞憂論者の憂を減ずる事が出來る。衛生の方は私は素人であるから證人として專問家の言を引用すれば、京都大學の松浦有志太郎博士の如き『一週一回位の檢査で決して蔓延を防ぐ事は出來ぬ』と明言し『眞の衛生は各自斯くの如き者に近かざるにある』と結んで居られる。風俗を善くする事の出來ぬのは此惡俗を是認するからである。之を打破するのは即ち其療法である。これは同志の内の醫家の議論に讓るとして、

□遊廓は人生の必要に非ず

終りに一言する事がある。『性慾は人生の止むを得ざるものである、故に公娼を置く』と云ふ議論である。性慾の止むを得ぬのは勿論だが、止むを得ぬから公娼を置くといふ事にはならぬ。人間には理性と同情とがある。之が禽獸と異る所である。同性の愛は必ずしも肉慾といふ意味と同文字ではない、教育の方法、社會機關の設備、衛生の思想、高尚なる趣味、これ等は皆人生を調節して向上進歩せしむる文明的勢力である。性慾は人性であるといふが、慣習は人生を適當に調節するものといふ事を悟らねばならぬ。適切の例を擧げて之を説明せんに、未婚の男子が必要の性慾を充す爲めに公娼を必要とする論者程、人性を無視して人間を動物視する下劣なる主張はない。既に性慾と云へば男女共にある。未婚の男子が放蕩をなす爲めに人類の半を占める婦人を犧牲とする惡制度を國家が是認するとせば、其反面に何故に未婚の婦人の性慾を滿足せしむる爲め男子を犧牲とする遊廓の必要を感ぜざるのであるが、此點に於て何の必要なきを見たら、男子の放蕩を公許せる制度あるは、男子の放蕩は當然なりとする國家觀念と見ねばならぬ。

男子の放蕩を許さば、等しく遊蕩の金と時とを有する身分の女子の放蕩を是認すべきである。然れ共實際には男子の放蕩を是認する放埒なる社會もこれを婦人に許す程には墮落してゐない。如何に富貴の家の處女と雖も嫁入前に公然男子に接したものは其一生を容るゝの地がない。此社會制裁があるから放蕩がない、放蕩がないから遊廓がないのである、これ即ち男子の遊廓は惡風俗の結果で、決して人生の必要でないといふ事が分るのである。

自分は代議政體を主張し、自由を主張する心を以て、此制度に反對する。これ人心各個の向上を圖り健全なる精神の發達を念じ、國家の興隆民人の祉福を望むが爲めに外ならぬ。

吉原と中學卒業生

吉原遊廓は四月に入つてから遊客が増加した、日本堤署で取調べると、其三分の一は各地方中學の新卒業生が專門學校に入る可く上京し、自由の身となつた所から足を此地に容れる者と判明したので七日午後各樓主に對し『爾後學生若しくは學生風の青年を登樓せしめざるやう』にと嚴命し違反すれば容赦無く處罰する事とした。

谷本博士の公娼論を評す

早稲田大學教授
廓清會副會長　安部磯雄

□標題と内容の相違

四月の『新日本』に『殘されたる婦人問題の解決』に就て諸名家の意見が掲載されて居るのであるが、私共同人は各分擔を定めてこれを批評する義務があると考へ、私は谷本博士の公娼論を評することを承諾した。

谷本博士の表題が『女郎も必要！藝者も必要！』といふのであつたから、私は讀まぬ前から既に敵にでも出遇つた樣な心地がしたのであつたが、讀んでも見れば實に案外、博士の議論は殆んど全く私共の唱へて居る所と同意見で、唯其結論が異なつて居るばかりである。今『新日本』を讀んで居らぬ讀者諸君の爲に、谷本博士の議論の道筋を概説することにする。

博士の出發點は人生社會の原動力が食慾と性慾とにあるから、マルサスの如く漫に『婚姻を制限して以て人口の繁殖を抑止し、由つて以て食物の缺乏の憂を救はうとする』のは幼稚の議論に外ならぬといふに在る。これには何人も恐らく反對することは出來まい。個人として性慾を愼み婚姻を延期することは望ましきことであり、且つ可能であるとしても、これを社會全體に注文することは全く無理である。故に適當に性慾を滿足せしむる方法が實行せられるまでは何等かの形式に於て賣淫制度の存在を認めねばならぬ。此點に於ては私共も谷本博士と意見を同ふするものである。更に博士は次の如く其議論の歩を進めて居る。

□臭い物に蓋は同意見

娼妓の營業は決して人目に觸れるが如き形式に於て行ふべきものでない。故に出來得るだけ公衆の目からこれを掩蔽せねばならぬ。博士は此趣旨を敷衍して左の如く言ふて居る。

『又可成之を人目より遠ざける必要もある。西洋特に英國倫敦などでは大通りには公設の便所はない。近頃は之れを街下の地窖下に設置することにして居る。女郎屋は遊蕩人に對しては猶便所の如し。又是れ一個のネセシテーたるを免れずとせば、極々場末の隅の方か、地下にでも設ける樣にしたらばどうだらう。……是れを之れ福澤翁じやないが臭い物に蓋と申します。』此博士の議論も全然私共平素の意見と合致して居る。法律の眼より見れば吉原は公娼で、淺草は私娼であるけれども、風紀といふ立場より言へば吉原も淺草も公娼であ

る。即ち人目に見ゆる様に公々然と營業をやつて居る。これには谷本博士も反對して居るが如く私共も大反對である。私共が公娼制度に反對するのは人道問題が主であるけれども、風紀問題も其重なる理由の一であるとは申す迄もない。

□議論の一致點

賣淫婦を可成社會の裏面に押込むることを主張する谷本博士は當然私共と同様に公娼制度廢止といふ結論に達すべきであつた。如何にも博士は十年以前に於て左様な意見を有して居たことを明言して居る。『公娼と私娼との優劣に就いては色々議論もあらう。公娼を存置すると私通を減じ、從つて公衆衛生上便益が多からうと言つて、公娼存置論を同護する者もある様だが、併し實際今日の公娼は一種の人身賣買で、奴隷の境遇と相擇ばざる者が多い様なれば、人道上何とか救濟の途を立てなければならず、又實際公娼があつても私通は矢張減少しないと云ふ事ならば、寧ろ公娼は速に廢止するがよからう。否、公娼を廢して而して私娼の病ある者を嚴に取締つたならば公衆の衛生上好からうではないかと考へた。』これまでゞあれば博士の議論は其道筋が立ち、殆んど全部私共の主張と一致して居る。然し博士は最近に思想の變遷したことを陳べて左の如く言ふて居る。『但し十年の歳月は自ら又人間の思想を一變せしむるものがあると見えて、今日は公娼も強ち悪制ではあるまい、否、實際は一種賢明な制度かも知れぬ、只だ其形式を全然改革し、天の鬼畜同様の暴虐漢の專横を屹度取締り、官吏特に警察官などには、從來動もすれば弱者を虐めて強者の肩を持つ不心得者もある様聞及んだが、若し果してそれが事實ならば斷然其の不心得を改正し、寧ろ常に弱者の味方たる様にしたならば好からうと思ふ。而して一歩を進めては、チト突飛な様だが或は公娼は其の名の如く、一個の公娼設備即ち官營としたならばどうかと思ひ出した。是れは勿論まだ何等成案はありませんが、官營と謂つたからとても決して營利を目的とするのではない事は明言致しますパックなどの戯談と同一視せられては困る』。

□不思議なる結論

私は博士の議論の前提からどうして右に引證した様な結論が出て來たか實に不思議に堪へないのである。博士は多分官營にしなければ充分なる取締が出來ぬとでも考へたのであらうが、私は私娼制度でも政府の決心如何によりては可なり嚴重なる取締りをすることが出來ると信ずる。或は博士が女郎屋を便所に比較した精神から推して、便所が公設であるから女郎屋も公設にせよと論じたのではないかと考へられるけれども、これも決して正確なる論法ではない。便所の存在はよし街下の地窖下に在つても、なるべくこれを公衆に知らしむる必要があるけれども、博士が『極々場末の隅の方か、地下にでも設ける様にしたならばどうだらう。』といふ女郎屋はなるべく其在所を公衆に知らしめぬ様にせねばならぬ。これが社會全體の風紀を向上せしむる上に必要なることである。博士も要するに此風紀といふ立場から女郎屋を地下にでも設立して、なるべく其秘密を維持したいと思ふて居るのではなから

うか。然るに此思想と官營女郎屋といふ事は容易に兩立の出來ない思想ではないかと思ふ。私共の希望は遊蕩兒の外には一般公衆の目に觸れざる様に女郎屋の經營をしてもらひたいといふのであるから、啻に其在所を秘密にするのみでなく、國家が公然これに關係するが如きことには反對せざるを得ない。然し今日の日本政府は公然女郎屋を許可し其營業税を徵收して居る位だから、谷本博士の公營女郎屋論は現政府に對する一の皮肉と見ることが出來る。(四月廿三日稿)

下田次郎氏の公娼論を評す

早稻田大學教授
廓清會理事　內ケ崎作三郎

『新日本』四月號に掲げてある下田次郎氏の『理想丈では生きて行かれぬ』といふ談話は、文責記者にありといふ断りもあるから、之を以て下田氏の意見を間違なく表はし得たものと信ずる事は出來ない。又口述的の筆記にあらずして訪問記者が談話の大體を記憶を辿つて記述したかも知れない。僕は進歩的にして同時に穩健なる女子教育家として、常に下田氏には敬意を表してゐる一人である。『廓清』の編輯主任より下田氏の此論文を批評せよと依頼せられたる時に、豫め下田氏と會見若くは文通の時間なく、此談話の筆記文を材料として下田氏の意見を批評するは、僕として餘り好まない方法である事を、先づ聲明して置きたいと思ふ。

□現實に囚はれて進歩を無視す

今其の談話に表はれてゐる意見をかい摘んで見れば、公娼制度は理想の立場から見ればよくない、併し乍ら當分は之を存在せしめて、漸次之を改善するより外はあるまい。

といふにある。議論は四部に分れてゐるが、第三と第四の部分は僕等は尤もの説であると思ふのである。第一及び第二に於ける意見も極めて常識の議論として受取る事が出來る。併し乍ら世間には現實の必要といふ事に囚はれて、目前の弊害を遂に改革する事の出來ないことが往々にしてある。假令ば酒を好むものが其害を知りつゝ之を節し、若くば禁ずる事が出來なくして、遂に壽命を短くし或は子孫に惡遺傳を與ふるといふ結果が生ずる事が隨分少くないのである。これも常識の立場から云へば、酒飲みの習慣あるものは、徐に止めさす

事は出來ないから之を繼續さするより外はないのである。されども一面より見れば人間の心靈は極めて自由なる飛躍行動を取るもので、翻然として眠れる良心を誓ひ起す事がある。斯くして到底止められさうにもない大酒飲が酒を止めて一生を幸福なる人となりたる例は決して少くないのである。

公娼問題も亦斯くの如きものである。從來の公娼制度が存在して居るからして、俄に之を止める事は不可能の如く思はるゝものである。けれども止めやうとすれば止められない事はない。假令ば日本人は明治の初年迄チヨン髷を結ふて居つたのである。日本の男子には缺く可からざるものであつた。ペルリが浦賀に來た時に驚いたといふ話である。日本の男は皆頭にピストルを乘つけてゐると思つたといふ。然るに斷髮令の下るや泣きの涙で其大切なるチヨン髷を切落したではないか、今日はチヨン髷をたまに見る事があるが、我々は別世界の人でもあるかの如く考へるではないか、明治元年頃の日本人はチヨン髷廢止の可能なりや不可能なりやなんていふ事すら考へる者はなかつた。まだ今より百年も前迄は幕府なるものは永遠に存在するものと思はれたであらう。武士の特權や大名の權力の如きも殆んど永久的のものと思はれたであらう。それが五十年經つか經たぬに殆んど全く撤廢せらるゝに至る事を夢想だも及び得た者はなかつたであらう。公娼廢止も亦之れと同じく廢止さへすれば何時でも廢止の出來るものなのである。

□國家の態度と教育の効果

多くの人々は公娼を廢止する時は、私娼が跋扈するといふ事を恐れてゐる。元より私娼の撲滅は容易ならぬ事であらう併し乍ら公娼を許せば私娼を撲滅し得るものと思ふのは大なる誤りである。却つて公娼がある處に必ず私娼が繁榮するのである。或は又公娼を許すは社會道德の安全辯であると考へる人もあるが、必ずしもさうでない。何となれば今日の如き遊廓のあるが故にいやしい半分に見物に出かけ、始めて道樂を覺ゆるものが多い。而して此の習慣を持續して公娼私娼以外の婦人の貞操を破る男子は非常に多いのである。斯くして遊廓は男女の道德破壞の入門の場所となつてゐる。

公娼制度の廢止は必ずしも淫賣制度が全滅するといふ事を豫想するものでない、吾人の大に反對するは公許の公といふ事である。國家が今日の遊廓を公許する事は、國家が道樂を公認するといふ事である。たとへば女子教育家が教室に於て貞操を重んずべき事や、男女關係の忽せにすべからざる事を敎へるとしても、國家が一面に於て此不道德を公認するとすれば、教場の敎訓も其薄弱なる根底と背景を有するものといはざるを得ない。現に近頃新に上京し來る中學卒業生が吉原遊廓の見物に出かけて、好奇心より登樓するものが甚だ多いといふ事を耳にするのである。僕等が口を酸くして「性の倫理」を說くと雖、國家が此不道德を公認する間は僕等の努力は充分なる結果を以て報いられない事を覺悟せなければならない。

□教育家の態度と教育の權威

社會には情慾を制禦する事の出來ない多數の男子のある事はいふ迄もない。併し乍ら之等の男子が多いといふが爲めに憫れむべき婦人を牢屋の如き制度の中に押込めて、全く犠牲にして了ふ事は教育家たる者の立場よりして、之を承認し得る事であるや否や、殊に女子教育家として斯かる憫れむべき婦人に對して同情を有せずして可なりであらうか。

また公娼制度は梅毒を傳播する力が弱いと考ふるも間違つてゐる、醫者の正直なる告白によれば、婦人の惡性の淋毒に感染する時は如何なる機械と技術を以てしても其黴菌を一掃する事は全然不可能といふ事ではないか。今日驅黴院の統計なるものは甚不完全なるものと云はざるを得ない。一週間一度の検査を受くるのみであつて、而も一夜に何人といふ客に接するではないか、故に検黴制度の如きは殆んど當てにならないのである。

いふ迄もなく公娼制度は廢止せらるゝとも私娼の存在は繼續せらるゝであらう。併し乍ら俄に私娼の數が殖へるといふ事はあるまい。恐らくは私娼の數は次第に減ずるであらう。而して私娼を取締る事尚今日公娼を取締る如き嚴重なる態度をとるならば、一方に於ては國家は其道德的權威を發揮する事が出來ると共に、私娼其者の擴張を豫防する事が出來るが故に、一擧兩得の策といはざるを得ない。

公娼私娼の問題には婦人の經濟問題、生業問題、教育問題法律問題が伴ふ。併し乍ら教育家宗教家は殊に其理想の方面を高調する事が必要である。常識論より現狀滿足說を唱ふる人は外に人が多いのである。教育家迄其仲間入りをして聲を大にするの必要はないと認むる。然らずんば女子教育の權威を如何せんやである。

これは必ずしも下田氏の意見の反駁ではない。唯世間にかゝる意見を有する教育家、殊に女子教育家も少からざるべきを豫想して、下田氏の談話を一讀したる序を以て言及したのである。

大阪事件に就て同志諸君に訴ふ

△大に軍資金を募集す

大阪遊廓事件は、延て公娼制度全體に對する政府と民論との試金石と見る可きものであつて、本會が鼎の輕重を世に問はるゝ大問題であり國民道德上の一大危機と見なければならぬと思ふ。されば本會はあらゆる方法を講じて飽迄之を中止せしむる覺悟であるから會員たるもの奮つて陣頭に立ち、或は後援せられん事を切望する。就ては何より必要なのはいふ迄もなく軍資金で、既に島田會長は眞先に五十圓を之が爲めに寄附せられた。會員諸君も十錢二十錢づゝで結構であるから、志を同うする方々は續々御寄附を願ひたいと思ふ。尚運動に關する收支は一切別途會計として次號以後に公表する筈であるから御送金の際は必ず「大阪事件軍資金」と明記せられん事を望む。但送金の方法はなるべく振替によられ度し。

振替東京二七〇七二番　廓淸會本部

永井博士の公娼論を評す

京都大學敎授
皮膚黴毒科長醫學博士　松浦有志太郎

本篇は雜誌『新日本』の四月號に掲載せられたる醫學博士永井潜君の所說に對し、愚說を披瀝せんが爲に成れるものなれども、然も必ずしも其の範圍に限局せず、廣く公娼存置論に對する余の愚見なり。

> 正しき理想は將來の現實○古き歷史は必ずしも永久存在の理由とならず○性慾は抑制するも害なし○性慾を抑制せざるより起る害は甚大なり○公娼は衞生上花柳病蔓延を防ぐ可き防波堤にあらず○否反つて花柳病蔓延の源泉花柳病の種續ぎ所なり

（一）

反對論者の多くは皆言ふ。公娼の廢止は誠に理想としては至極贊成であるが、現實は即ち必要であるを如何せんと、而して余等の說を以て空論となし、現實の前に理想が何の役に立つかと云はぬ許りの口吻であるが、此は餘りに現實崇拜に陷りたるものといはなければならぬ。私は正當なる理想を以て不都合なる現實を破壞し、改革するのが即ち人間の向上發展で、社會の改良であると信ずるものである。

飮酒の如きも之を禁ずる事は容易の業でない、多數の人を惡い習慣から本に反らしむるのは隨分難い事であらう。併しながら之を國家の事業としてやるならば出來ぬ事はない。決して至難の事であり不可能事といふを得ない。而もそれが出來た曉には即ち理想でなく現實となるのである。奴隷制度の廢止の如きも、隨分骨の折れた事業であつたであらう。其れも出來ない間が理想で、出來た後は正しき現實である。何ぞ獨り我邦の奴隷制度即ち公娼制度のみが不可抗力の現實ならんやである。何が故に彼反對論者達は此の不正不義なる現實を永久に固守せんとするのであらう。現實を以て最大の權威あるものとして、之に畏服し、之を是認し、之に手を觸れて敢て改革せんと欲しないならば、どうして我々人間殊に我同胞社會の進步向上する事が出來るであらう。余は如何にしても反對論者が不都合なる現實を楯にとりて、進むべき方向である正しき理想に對して故らに目を閉ぢんとするの本意を解する事が出來ない。余は斯くの如き正しからざる現實が橫行するが故に、夫れに對抗する正しき理想の鼓吹擴張が益々緊急の要務である事を信ずるのである、然るに現實の前に理想が何になるとは何の事であるか。

（二）

先月の雜誌「新日本」に於て醫學博士永井潛君は曰く「歷史上には賣淫婦が古く希臘羅馬時代より存在したるものであるから、今日之を排除せんとするは至難の事であるまいか」と言はれたが、歷史が古いとて其れが將來に向つて永久存在の理由とはなるまいと思ふ。古代野蠻時代に行はれた事で人智開發し、人權尊重さるゝ時代となりて全く廢棄された事柄もいくらもある。奴隷の賣買の如きそれである。歷史が古いとて存在を主張する理由とはならぬ。

又私娼と公娼に關して氏は「取締りの困難なる私娼の增加を來すよりは、假令へ多少の不愉快を忍んでも、公娼の存在を認める外はないと思ふ」とて、私娼を拒ぐ爲に公娼の認可が已むを得ざる代償物のやうに考へられて居るが、此は事實全く相違の事であつて、公娼の存在は私娼を減少せしめんとする目的の爲に、何等の效果がない事は一般既知の事實である否々反つて公娼を認可されたる土地に於ては、其地方に於ける私娼の數の激增する事は、實際を知るもの皆齊しく首肯する處である。即ち公娼の認可は、私娼の獎勵ゝ勸誘の結果を來すものである。其は少しく考へたらば理論上からも當然然あるべきわけのものである。風俗壞亂の事を公然認許して、恰も正當の營業者なるかの如く待遇し、堂々と行はしむる周圍に於て、夫よりも比較的罪淺き遠慮勝なる不品行が增加して來るのは當然ではあるまいか。

故に氏が私娼の代償として寧ろ公娼の認可は止むを得ぬと云ふのは、一つはやられぬから半分やらうと言ふのではなくて、反つて一つはやられぬから皆んなやらうといふ樣な結果になる事と思はれる。

（三）

次に氏の說の中で、最も重要の點は次の數語である。曰く「性慾の抑制は第一人體に頗る有害であつて、其結果は往々にして神經的氣質的疾患を釀すことが多い。既に性慾にして抑制を不可なるものとすれば、公娼を廢止して多數の未婚者の性慾をして漏らす所無からしむる結果は、其害惡知るべしである。」

何たる激烈なる議論であらうか、此は頗る重要な問題である。諸般の問題の根本的解決は、或は懸つて此の一點にあるかと思はれる。抑も性慾の抑制が健康上頗る有害であるといふ事を、何處の何某といふ者が言ひ始めた者であるか、私はよく知らないが、たゞ性慾關係の書物には往々そんな事を書いた處がある。又學者の中にも其れを云ふ人がある。併し書物には隨分代々嘘を傳へて居る事が往々ある。たゞ第一の人がいゝ加減に慢然或は尤もらしく自己の意見を書いておくと後のものは皆甲も乙も矢張り其事を確定の事實なるかの如く書き傳へて、以てページの材料にする。必ずしも深く其の眞否を極めない。

私は性慾抑制が健康を害するといふ事を、書物で見たり人の傳へいふを聞くけれども、未だ嘗て其の健康の害されたといふ證明を見た事がないのである、性慾を抑制したが爲に如何なる神經障害を發したが、如何なる氣質的の

病氣を發したか、私は性慾に關する病氣は多年の間に可なり多く、其他あらゆる病氣を醫者として親しく見、又各專門の同僚友人等からも、其經驗せる處を聞いたが、未だ抑制したる爲にどんな病氣を發したとか大に健康を損害して不幸に陷つたといふ實例を見聞きした事はない。此頃此問題につき更に態々友人に尋ねて見たけれども、やはり友人も左樣な經驗はない樣である。

生理學者は何でも其處に器官があればそれを働かせるのが當然と思つてるかも知れない。併し人の働作はさう簡單には行かぬ。口があつても場合によつては三年も口をきかぬ時がある。爪があつても必ずしも引掻いたり、掻きむしつたりするのは人のすべき事でない。性慾も其の通りで、器官があつて機能も完全であつても、必ず其れをあるに任せて働かせねばならぬといふ次第ではない。人は全く理性の指命によつて働くべきものである。御腹がすいたとて何物でも撰ばず食するのは、却つて飲食の目的に反する。又人の物まで盗んで食する事は許されない。

(四)

殊に人間と動物を一緒に考へる人があるが、私は人と犬馬と異る處は又性慾の關係に於て明かに分れて居ると思ふ。彼動物は一定の定まりたる時に性慾發動して、其時に可なりに強烈なるものたる事は已知の事實である。併し又其短き期間が去れば全く性慾に對して不感性で、中性の如くなる。實に奇麗なものである。併し人には左樣な定まつた期間はない。左樣な自然の制限や壓迫は無い。性殖器發育成熟の後は春夏秋冬四時何時でも其能力を表はし得るが、又何時でも之を止める事が出來る。年百年中止めて居て少しも不都合はないのである。從つて人に於ては性慾の遂行は全く理性と意識の支配の下に行はれ、凡て其れのあらゆる關係が不都合なく具備してから始めて隨意に之を行ふべきものであつて、自然から拘束さるゝ事なき代りに、自己の理性を以て節制するの自由を有するのである。而して抑制しても少しも健康障害は起らない。之に反したる場合、即ち抑制すべき時と場合に處して、抑制せざりしが爲めに起る害は、實に甚だ大なるものである事は私が茲に申上ぐる迄もない。其は實に健康上の損害のみならず、精神上、道德上、經濟上、社會上に於て殆んど大多數の禍害の源因は此の抑制を忽にするより起るのである。私は何が故に生理學者が獨り其の實例を見出さんと欲するも殆んど得る事能はざる程、其禍害作用の少き性慾抑制の害といふ事を、只に慢然と誇大し主張するか其意を解し得ぬのである。

人間の健康に關して與り知るものは、生理學者よりも寧ろ臨床醫學に從事するものが親密である。然るに臨床醫學者は性慾抑制に原因する病氣を嘗と見た事がないのに、生理學者は獨り其毒の恐るべきを主張するのは譯が分らぬ、殊に其の對側に於て其の抑制せざるより起る禍害の甚だ多大なる事は、日常眼前に出來し、枚擧應接に暇あらざる程多きに比すれば余は全くOとSとの比較の如きものなりと言ふを憚らぬ。

(五)

論者若し、性慾抑制は甚だ困難なる事なり、容易の業にあらずと謂はゞ、余は暫く其に同意して大に然りと言ふを辭せず然れども抑制は甚だ有害なるものなり、其結果恐るべしと言ふに至りては、此れ寧ろ品行不正者が品行方正者に對する恫喝的同盟罷工勸誘の如く響きて、余の甚だ首肯し能はざる處である。論者若し抑制の甚だ有害なるを主張せんと欲せば、先づ其の抑制の爲めに大に健康を害し、病を發したる患者の實例を列擧せざる可からず、且又人よりも遥に多く本然的に支配されたる動物、犬猫馬抔に見るも、彼等例令人に拘束せられ其性慾を遂行する事能はざるも、彼等の健康の上に何等障する處なきに非ずや。

余は上に述べて性慾抑制が容易の事にあらずといふ點には暫く同意すと言へり。然れども余は抑制が容易の事にあらざるが故に致方なし、抑制するに及ばずといふの意にあらず、否余は人が人としての修業の第一義は實に此の抑制にありと信ずるのである。自他の健康と利益と其他百般の善事に精通するの道は、實に此の抑制にありと信ずるものである。而して此の抑制たるや初めより之を心得て行ふに於ては何等困難の事にあらず、たゞ一旦惡習に染みたる者中途より之を抑制せんとする際、一時多少の困難を感ずべきである。恰も酒と煙草の如く、初めより嘗て之を口にせざるものに於ては飲み又は喫する事こそ却つて苦痛なれ、毫も飲酒喫烟の必要を感じない。然れど一旦此の惡習に陷るや之を禁ぜんとするに際し一時多大の忍耐を要するのである。而して已に幸にして惡習より離脱すれば身神却つて爽快を覺え、健康を增加し來るが如く、性慾の惡習より離るゝ事も同じ事である。

（六）

故に余等は性慾抑制の健康上必要なる事を青年に教訓する事をこそ必要となすものである。然るに反對者流は性慾抑制は健康上有害のものなりと青年を唆かしながら、一方抑制の困難にして到底制す可からずとなす、此れ火に注ぐに油を以てして、而して其の消火の困難を説くと何ぞ撰ばんである。

・猶一の公娼存置論者の大なる謬誤は、公娼が衛生上に花柳病蔓延を防禦すべき有力なる防波堤なるが如く主張し、又信じ居る事である。世に、此の如き大なる誤解、而して長き間の誤解はないであらう。試に思へ世の所謂花柳病なるもの其の家庭の間に蔓延するは、最初何れの處より來れるや。此れ必ずしも專門の智識ある醫者の判斷を待たずして、素人と雖も皆其が花柳界より發生し來る事を知る。而して花柳界とは即ち遊廓ではないか、遊廓の中心は公娼ではないか、事實は證明す、花柳病患者は遊廓の設置せられてある土地に於て最も其の數の夥しき事を。花柳病なる名に蓋し名實正に相一致して毫も誤りあるを見ない。若し人公娼に對しては檢梅制度あり驅梅院の設置ありて以て公娼の花柳病を治療し幾分か其傳染危險の程度を減却し居る者と思はゞ、此れ全く實際を知らざる者の誤想である。余の先輩或は同僚友人、又は門下生にして檢梅又は驅梅院の醫務に從事したる者、又は今猶ほ從事しつゝある者が少くないのであるが、余は其等の人に就て質すも其等の人の努力が果して何れ程娼妓の健康を保證せるや

を知るに苦しむのである。若し多少功果ありたりとするも、其は現在のやり方現今の治療能力にては極めて微々たる一分たるべきであつて、實際の處信ずるに足らざる檢梅法に加ふるに、僅々の日數、形式許りの入院治療を加へたりとて、其成績知るべきのみである。病根絶ちて退院する者果して幾人あるであらうか。

（七）

普通民間の患者ですら、花柳病に罹りたる者、醫師に治療を請ひ來る時は、其全治に至るまで治療を持續する者は甚だ多からず、況んや彼等娼妓なるものは人格も人權も蹂躙せられてあるから自ら自暴自棄して自愛の念慮に乏しく、病に罹るも却つて自ら之を隱蔽して治療を受けんと欲せず、樓主なる者も亦彼等が長く治療の爲に職を廢するを好まざるを以て、治療の日數は全治を目的とする事が出來ない。況んや病院の設備と經費の限度とは到底彼等をして全治的治療を受けしむる事を許さゞる事遠きを如何せん。

故に衛生上の必要よりして公娼を置き以て遊蕩者の健康を保護し、以て家庭内への花柳病の蔓延を防禦すると謂ふは之れ全く頼むる足らざる事を頼むものである。否之れ實に薪を負ふて火を救ふの愚策と謂ふ可きである。願ふ處は世の人今少しく眞面目に考へ、眞に花柳病の蔓延を恐るゝならば、先以て公娼を廢止せよ、官許遊蕩練習所兼官許花柳病種繼ぎ所たる遊廓を全廢せよ、此れ實に根本的に花柳病撲滅策の上乘なるものである。

千葉高等女學校の狂態

教育家が其專門以外の智識の缺如せる、寧ろ沒常識に近きもの多きは現代の痛弊にして、常に樣々の物議を釀し、種々の問題を惹起しつゝあるが、特に男女道德に無識無恥なるは、教育上に及ぼす影響に於て寒心に堪へざるものならずんばあらず。

去月一日千葉高等女學校にては、同窓會を催し種々の餘興のありたる中に、校長高野某は醜業婦類似の者數名をして、猥褻極まる歌を演奏せしめたり。吾人は其歌詞を茲に引照して說明せん事を欲すれども、如何にしても其卑猥なるに堪へず明らさまに書く能はず。場所は御眞影奉安の講堂にして、席には妙齡の女學生列り、羞恥の餘り座を立去りたる者も少からざりしといふ。思ひ切つたる狂態を演じたるもの哉。

如斯教育家によつて教育せらるゝ我國婦人の運命は眞に憫れむべからずや。斯かる教育家に子女を託する千葉町民は眞に禍なる哉。

而も動もすれば町民の無自覺なる此種の大問題を曖昧裡に沒了するの嫌あるは遺憾の極なり。曩に愛知縣に起りたる葉も、單に御眞影の有無の如き論點とし、遂に水掛論に終りたる例あり。御眞影の有無元より問題ならん。然れ共吾人をして云はしむれば寧ろそが及ぼす教育上の戰慄すべき惡影響にあり。

吾人は町民が結束して其大切なる子女の爲めに皷を鳴らして迫まり、當局者亦地位に顧みざる此破廉恥漢に對する處斷を誤るなからん事を望む。（江南）

松村介石先生の存娼論を評す

廓淸會理事　油谷治郞七

□世道人心の爲に辯す

北米新英洲のピューリタニズムの流を汲む組合基督敎會の先輩であり、「立志の礎」や「リンコーン傳」で明治青年の志氣を發興せしめたる社會敎育家の先達であり、現に「道の會」を創立して道義の木鐸を以て任じ、日本國民の精神界の指導者として活動せらるゝ松村介石先生は「曾ては廓淸會の役員（幹事ではない）として名を列したこともあるが、今では公娼存置論者である」と云ふことで、「新日本」誌上に其意見を公表せられた。常に其識見を新にし其說論を改むるに吝ならざる勇氣は感心なことである。余輩は興味を以て其新なる主張を讀んだ、然しながら不幸にして後學の徒の腑に落ちぬことは少くはない。其所說が輕卒で理路の正しからざるを惜むと同時に、又其主張、兩性問題に關する主張が少からず世道人心を害することなきかを憂へざるを得ないのである。

□事實を誣ふる議論

松村先生の說は、要するに第一風紀政策の立場から觀、又第二に道義問題の立脚點から論ぜられたのであるから、同じく此二方面から批評して見たいと思ふ。

社會の風紀衛生の上から公娼制度を是認して廢娼論に反對せらるゝ理由として、松村先生の說かるゝところは、我國の群馬縣に於ても又西洋に於ても、廢娼の實蹟は惡い結果を來して居ると云ふことゝ、公娼制度は社會の一の安全瓣であると云ふことの、二つの理由に據られておる。

先づ廢娼の實蹟が果して惡いとすれば、理窟は兎も角も、實際の政策としては大に考慮を要することである、幸にして廢娼問題は空論にあらずして、今や實際に於て廿年餘の實驗を經たる、所謂試られたる政策である。其結果は惡いか是は事實上の問題である。而して嚴密に事後の功過を較量して立論せんには、少くも廢娼地の廢娼前後の風紀と衛生の狀態を比較し、又廢娼地と他の存娼地との狀態を對照し、其地方の產業及び敎育宗敎等の狀態をも參酌せねばならぬ。今夫れ群馬縣の廢娼は貸座敷を廢し貸座敷に住める公娼を禁じたものにて、未だ嚴密なる意義に於て娼婦禁廢の政策を行へるものと云ふを得ず、又廢娼後の私娼取締政策を十分に施せりとすることも出來ないが、然し不完全ながらにも其風紀と衛生の狀態は以前よりも惡くなつたと云ふことは出來ぬのみ

ならず、他の公娼存置縣よりも遙に良好であることは明かに事實の示すところである。「到るところの宿屋と云ふ宿屋が殆んど皆女郎屋の觀をなしておる」との松村先生の觀察は、今日事實を誤つた誇張の言である。群馬縣は他の公娼存置の府縣とは異にして、廢娼の結果「そのどぶどろがうちやうちや町の中へ流れ込む」で「惡臭プンプン、風俗を亂し害毒を流しておる」であらうか、決して然からず、猥褻姦淫の犯罪數のごとき其人口との比率は多くの府縣よりも少きのみならず、近き千葉茨城栃木長野等に比して遙に少數にして殆んど其半數である、風俗紊亂を察するに足るべき私生兒のごとき又は墮胎のごときも、他の公娼存置の地よりも特に多いことはない却つて多くの府縣の遙に下位にある。更に社會衛生を察するに足るべき壯丁體格檢査に於ける花柳病患者數のごときも全國各府縣の壯丁花柳病患者平均千人につき二五人なるに對し、群馬縣は一四人にして全國の最少位の第三位にある。公娼存置の近き地方と比するに栃木二〇人茨城一七人千葉二六人長野一六人にて、群馬よりも遙に多きを示しておる。(委しきは廓清三卷二號及本號別項の風教狀態表を見よ)群馬縣の風俗衛生の狀態は、事實に於て松村先生の立論の根據とならぬのみならず、却つて其反證を示しておる。

□歐羅巴に於ける實證

次に西洋文明國の裏面は其醜惡見るに忍びないものがあるから廢娼の實蹟は良くないとの論であるが、是亦論理は矛盾しておる。所謂文明國、殊に歐洲の大都の淫風の甚しきは數ケ月間に歐米を觀察せられたる松村先生の炯眼に映じたるものよりも一層甚しきは事實である。實に云ふに忍びざる狀態である。而も是を以て直ちに公娼廢止の結果であるかの如く論斷するは不論理の甚しきものである。其原因は他にある。(其論述は今は省く)、其「到るところ女郎屋ではないか」と怪まるゝばかり淫風の最も盛んなる巴里は、廢娼の都會でなくて公娼存置の地である、又獨逸の伯林でもハムブルヒでも墺匈國の維納でもブダペストでも、或はベルギーのブルッセルでも、「足の踏む所殆んど淫賣婦だらけぢやないか」と思はるゝ都會は、悉く皆廢娼の都會にあらずして、公娼存置の地たることを如何にすべき。而して公娼廢止の都會である英國のマンチエスターやバーミンガムの夜の光景は、公娼存置の都會である獨逸のミユンヘンやフランクフルト、アン、マインと比較して遙かに清潔で、淫蕩の空氣は頗る稀薄であるではないか。公娼制度を全廢せる那威國の主都クリスチヤナや丁抹國の主都コッペンハーゲンに到り見よ、公娼廢止後の實蹟如何は實に此兩都の狀態を觀察し調査せずして口を開く權威はないのである。廢娼後已に十年の實驗を有しておるが、廢止以前の風紀及び衛生の狀態よりも良好なるのみならず、他の歐洲の公娼存置の都會よりも遙に立派である。(コッペンハーゲンの廢娼後の行政に關しては廓清第二卷第七號の余の演說筆記を參照せられたし)瑞典政府の娼婦問題取調委員の報告書のうちに、ジョルハンセン氏も明白に兩國の廢止後の良好なることを述べられてある。歐洲の廢娼せる都會の狀態は公娼存置の都會のそれよりも良好なることを明

示しておる。事實は正しく論據を否定しておるのである。

□風紀衞生よりの結論

次に公娼制度を以て「社會の安全瓣」であると斷じ、殊に集娼制度を是認して「どうしても存在せしめた方がよい」と說かれてあるが、是は第一に公娼制度なるものは社會の風紀と衞生とを良くするに足るものである、第二に公娼制度は私娼若くは密娼を防ぐに足るものであるとの假想を前提としての立論である。然しながら今喋々論ずるまでもなく、公娼制度を設くるところ却つて淫蕩なる生活を挑發する刺激となり、益〻風俗を頽廢せしむる誘因となることは明白なる事實である。一方に賣淫を公許し是認し特權を與へておいて、一方に純潔なる風紀を奬勵せんとするは全く矛盾である、安全瓣でなくて社會的バチルス養成場となつておることは事實でないか。公娼が社會衞生上の良果を結ぶか否かは醫學者間にも議論はある、レグルモンタリスムとアボリショニスムとの爭點は多く此處にあるのであるが、檢黴の效果を收めんには、娼婦に顯微鏡的及び反應實驗的の診斷法を丁寧に施し、且つ遊客の檢毒を嚴重にせねばならぬ、然からざる以上は全く醫學上效果あるものでないとは殆んど專門醫家の一致する論斷である。數年前ロンドンに開かれた萬國醫學大會の花柳病部に於て專門大家は孰れも公娼の檢黴制度の效力の微なることを公言したではないか、近く獨逸のキール大學醫科教授フオンツーリング博士の如き多年の公娼是認說を抛ちて廢娼論を主張しておる。更に公娼制度は私娼若くは密娼を防ぐものでなく、却て公娼の盛なるところ私娼も亦數を增す巴里でも伯林でも維納でも私娼の數は公娼の十五倍よりも多いとは專門的に研究せる當局者の言ふところである。近く日本の都會に於て遊廓を設けてあるところ、實際に於て私娼たる藝妓や料理屋の酌婦や他の密淫賣婦を防ぎ得ておるか、毫も社會の安全瓣とならぬではないか。社會經濟生活の發達に伴ひて公娼に戯るゝものは少くなつて私娼を弄ぶものは增す、且つ又娼婦たらんとするものも身を甚しき奴隷的境遇の娼家に賣らんよりは寧ろ多少にても自由にして收入の多き私娼となる風紀政策の見地より論ずるに、公然身を賣るものは保護せられ、私に情を賣るものは罰せらるゝは理に合するものにあらず、寧ろ公娼を全廢して、凡ての賣淫婦を一網のうちに之を統べ、風紀上、衞生上の政策を施すことクリスチヤナの如くコツペンハーゲンの如くするは、理にも合し實際上にも一層有效であることを疑はぬ。

□公娼問題の道義的見地

第二の道義問題の見地に立ちて、松村先生は性慾は秘事であるから、「從つて遊廓へ行く行かぬ等の事は言はぬが可い」と昔の儒者の如き態度を示されておる。性慾は秘事であるから成るべくさらけださずに置けよと云ふのならば、余輩も同意だ。內秘にしておきたいから公娼廢止を主張するのである遊廓制度は最も無羞なる性慾暴露でないか。唯夫れ秘事なるが故に「遊廓へ行く行かぬ等のことは言はぬが可い」「一切沈默主義が可い」との說は東洋古來の道であるかも知らぬが、

断じて新日本國民を指導すべき道でない。娼婦を買ふも可也「罪になる、ならぬは自分の心に在る、神が皆之を知る、自分が學生に說くのも此方針である」と断言せられたるは随分大膽なる方針だ。さなきだにデカタン的な氣分の瀰漫せる現代に於て、享樂主義や刹那主義の跋扈する我國に於て、青樓に登りて娼婦と戯るゝも又可也、罪惡たると否とは諸君の心に在りとの敎を以て血氣に充てる青年學生に臨む。人氣を博するに足るであらうが、人の子を指導する道なるべきか。戒律的小乘的の倫理の取るに足らざるは言ふまでもなし、道學者的僞善の惡むべきは論を俟たず、況んや斯の中世紀的童貞生活、即ち絕對的禁慾主義の人生を導く大道にあらざることも辯を要せず。然れども青樓に遊び貧困の爲に餘儀なく奴隷の境遇に陥れる娼婦を弄びて肉的快樂を貪るも不可ならずとするが如きは、果して人の道なるべきか。且つ又、娼婦も亦人の子なり、然かも遊廓に於ける公娼は自由を束縛せられたる奴隷である、假令へ巴里や維納や羅馬や日本の遊廓に於て見るごときボールデルス制を改良し、獨逸のブレメンに行ひつゝあるブローテル制となすとも、均しく奴隷的境涯を脱することが出來ないのである。脱しがたき壓抑の下にありて涙を呑みつゝ、公認の市場に於て好まざるも其血と肉とを賣らねばならぬ、其暖き血を賣りて終には一身を不具にせねばならぬ。娼妓ほど悲惨なる生活はあらふか、公娼制度は實に婦人の人格を侮辱する最も甚しき不倫の制度である。公娼制度は實際上國家が婦人奴隷賣買を公認し、不任意的淫賣を公許する制度である。吁是れ道義的見地より是認すべきものであらふか。

□難者却つて空想に立脚す

多くの人は公娼廢止論を以て空想だ、宗教家の理想論だと笑ふ、目的は善なれども手段は迂拙だと嘲る、嘲るものも笑ふものも眞面目に考へて公娼の弊害を救治するに足る良制を案出したことがあるか、況んや是は空論にもあらず又迂拙な政策にもあらずして、已に實行せられ又美はしき實蹟を擧げておることである、之に反して公娼を是認して而して私娼を防ぎ又風紀と衛生とを十分に保障せんとするごときは、即ち空論である。松村先生は公娼廢止論を以て「無暗に外國の眞似」をするものと叱りなさるが、群馬縣の廢娼は歐洲に於て行はざるものを行ふたのである。

又假令外國の風を眞似たりとも何かあらむ、其事自らが美にして善ならば進んで學ぶべきであらう。社會制度の美花は移植して直ちに同樣のものを開くとは云はぬ、さりながら毒草を拔き土壤に肥料を施して其美花を移し馥郁たるやうに努力せやうではありませぬか。

聖書會社百年記念

米國聖書會社が創立一百年間に頒布した聖書の數は二億一千冊で、世界人口を十五億と見れば十五人に一册づゝ頒たれた譯で、更に日本文の聖書を此會社は五百萬冊刷り、十二人に一冊行渡つて居る割合になつてゐるといふ、實に驚く可き事實で、此聖書によつて命を與へ慰めを與へ、喜びを與へ、文明を促進した事何れ程であるか知れない。同會社は來る六日青年會館で紀念大演說會を開く筈になつてゐる。

誤まられたる自說を辯ず

慶應大學教授　向　軍　治

『新日本』誌は向先生の說として、『女郎も亦必要』と題し、人間は動物より進化したものであるから、理想通りには行かぬ。女郎屋も亦止むを得ない產物で、人心の改造の方が急務であるといふ風に論じてある。併し全文を通讀すると藝妓などに對しては最も痛快に攻擊してあつて、吾人の主張とかはりはない。たゞ前半に少しばかり前記の樣に記されて居つて、存娼論中に加へてある。けれども吾人は勿論これを信ずる事は出來なかつた。人間は動物より進化したもので理想通りには行かないから賣淫婦の存在は止むを得ないが、國家が公認しなければならぬといふ論理はない筈である。これは必ずや筆者の誤解に出づるであらうと考へて、直に筆を驅つて先生の高敎を乞ふと、果然左の如き回答の書に接したのである。先生を存娼論者とするが如きは世を毒し人を誤るものであるから、乞ふて手簡の全文を發表する事とした次第である(江南生)

□　□　□　□

拜啓、手紙に御答します。貴君方の御主張と私の說との間には矛盾はないと私は考へます。

新日本四月號所載の私の說は、談話の要點だけを記者が書き留められて後、記者御自身で長い文に綴られたのですから私の主張を充分に表はして居りません。

人心改造が今日の場合緊急なるは、社會問題中何れの問題に關しても爭ふべからざる事實です。併し人心改造の成就の日を待つて制度の改廢を行はうとすれば、制度の改廢の出來る日はありません。故に社會問題は根本的で、比較的迂遠なる人心改造の方面からも、又實際問題の解決の便法として制度の直接の改廢の方面からも、(兩方面から)同時に其の解決を迫らねば駄目です。

私は存娼論者です。併し私の謂ふ存娼と云ふのは國家の裝飾品で御座ると謂つて誇顏に魔窟を設けることを謂ふのではありません。成るべく人目に立たない所、心ある者の近づくを耻る處、自ら自己の人格を認めざる人の住ふ處へ、娼妓屋を置くことを謂ふのです。國家が公認して營業稅を取るべき者とは思ひません。除かんと欲して未だ除かれざる國家の欠點として、臭い物として蓋をして置くべきものと思ひます。國家が默許して置く外はないものと思ひます。私が存

娼といふのは何等の監督を受けざる賣淫婦の跋扈しないやうに、其れが社會に害毒を流さない様に市町村で厳重な取締をする必要があると謂ふのです。私の意味に於ける公娼といふのは衛生上風紀上其筋の監督を受ける娼といふ意味です。何等の監督を受けずして秘密に賣淫をなす女を私は私娼といふのです。娼妓は秘密にして置くべきものです。併し其秘密とは無監督の意味ではありません。晴れ晴れしい事にしないといふ意味です。監督をする以上手數料は徴收して差支ない筈です。併し營業として公然許可すべきものではありません。是れは國家の大なる恥辱です。

要するに私が存娼論者であるといふのは、(誤解を避ける爲には廢娼論者といつた方が適當かも知れません)現在の如き公然の營業としての娼妓屋保存の意味ではありません。衛生に害の多い風紀を亂る恐れのある賣淫の跋扈に備へるため政府の監督する娼妓屋の必要があるといふ意味です。此必要といふ字も當分止むを得ざる弊害であるとの意味です。

「新日本」の記者との談話の節は、公娼私娼などゝいふ言葉の解釋の話がなかつたので誤解を生じたのであると思ひます貴方方の廢娼といふ意味が、國家の公認を廢せよとの意味なら私の說と違つては居りません。萬一(多分左様ではありますまいが)政府の干渉を全廢せよとの意見なら私とは少し意見が違ふ譯です。同意見であることに願ひたいものです而して其監督は甚しく厳重なものであつて欲しいのです。

私の謂ふ意味の娼妓屋は商賣にならないから、實際には存在し得ないものと信じて居ます。衛生上風紀上弊害のない様な設備にしては、營業者の算盤が合ひますまいと思ひます。

やれ忠君愛國で御座るの、やれ青年が墮落したのと大聲疾呼する癖に、藝者を相手に酒を飲むことの外、何等趣味を解せぬ程度以下の人間を對手にして、風紀だの道徳だのと口を酸くして言つた見た處で、迚も彼等は之を了解しません。併しそれがため落膽しないで、根氣よく社會のために働くのが宗教家、教育家、社會改良家の責任であると考へます。先は御返事まで草々。

□青年廓清演說會

四月二十二日午後六時半、芝、統一教會に於て青年の廓清演說會を開く。伊藤秀吉氏は男女問題は青年の問題である、今日は即ち其青年の熱烈なる聲が聞きたいのであるとて開會の辭を述べ、第一席沼部茂氏は「活殺の二途」と題して眞面目なる性格を發揮し第二席曾根正藏氏は「私の欲する廓清」と題し熱烈なる演說を試み、第三席小更松太郎氏は自ら車夫なりと名乘つて「勞働者と男女問題」の題下に堂々たる辯舌を揮はれ、第四席山根菊子氏は「克己」と題して眞摯有益なる演說を試み、第五席伊藤富士雄氏は「自由廢業に就て」例の咄辯の雄辯を發揮し、第六席中島信太氏は「今や多事の秋」と題し火の如き熱辯を揮ひ、第八席酒井助作氏は「公私の生涯」と題して實驗上の教訓談をなし、第九席大阪支部の母たる林歌子氏は大阪問題に就て會員の奮起を促し、最後に油谷治郎七氏雄辯縱横に聽衆を魅し、十時散會、來會者三百名滿員の盛況にて、即時入會者十數名を得、最も活氣あり熱ある集會であつた。

□麻布青年會演說會

麻布青年會にては左の大演說會を開く、入場無料
■日時、五月二十日午後一時、■場所、麻布鳥居坂小學校

辯士

司會醫學士　古澤毅次郎氏
鐵道院總裁　添田壽一氏
早大教授　安部磯雄氏
廓清會理事　油谷治郎七氏
麻布青年會長　向軍治氏
禁酒同盟會長　安藤太郎氏

數字上より觀たる全國の風教狀態（二）

廓清會主事　伊藤江南

一、花柳病蔓延の奇現象

予は本誌前々號に於て、全國各府縣別の貸座敷、引手茶屋待合茶屋、料理店、飲食店の現勢增減及無配偶の青年、娼妓藝妓、酌婦、私生兒、死產、乳兒死亡、結婚、離婚との割合關係並に、猥褻姦淫、墮胎、略取誘拐罪の檢擧數等を調査した。本號に於ては明治四十四年より大正四年迄最近五ヶ年の壯丁徵兵檢査に表はれたる花柳病の統計を掲げ、更に花柳病と風俗との關係を調べて見る事にした。

先づ第一に陸軍省の山田博士から頂戴した材料を基礎として種々統計を取つてるうちに、私は著しき奇現象を發見したのであつた。それは筆を以て日本地圖を染めて見ると北日本は一般に白くして南日本は一般に黑くなつた事である。即ち檢査人員千人中花柳病患者は平均二五人で一番少い處は、

樺太	二、九	山梨	一三、一	埼玉	一四、三	群馬	一四、四
宮城	一四、八	北海道	一五、五	青森	一六、四	新潟	一六、五

を最とし長野、香川、岩手、茨城、福島、和歌山、栃木、愛知、福井、岐阜、秋田といふ順になつて、支那（八七、一）最も惡しく、關東洲（五一、〇）朝鮮（四二、七）之に次ぎ、

長崎	四九、一	沖繩	四四、七	佐賀	四一、八	高知	四〇、九
臺灣	三九、二	愛媛	三七、六	大阪	三三、八	東京	三三、八

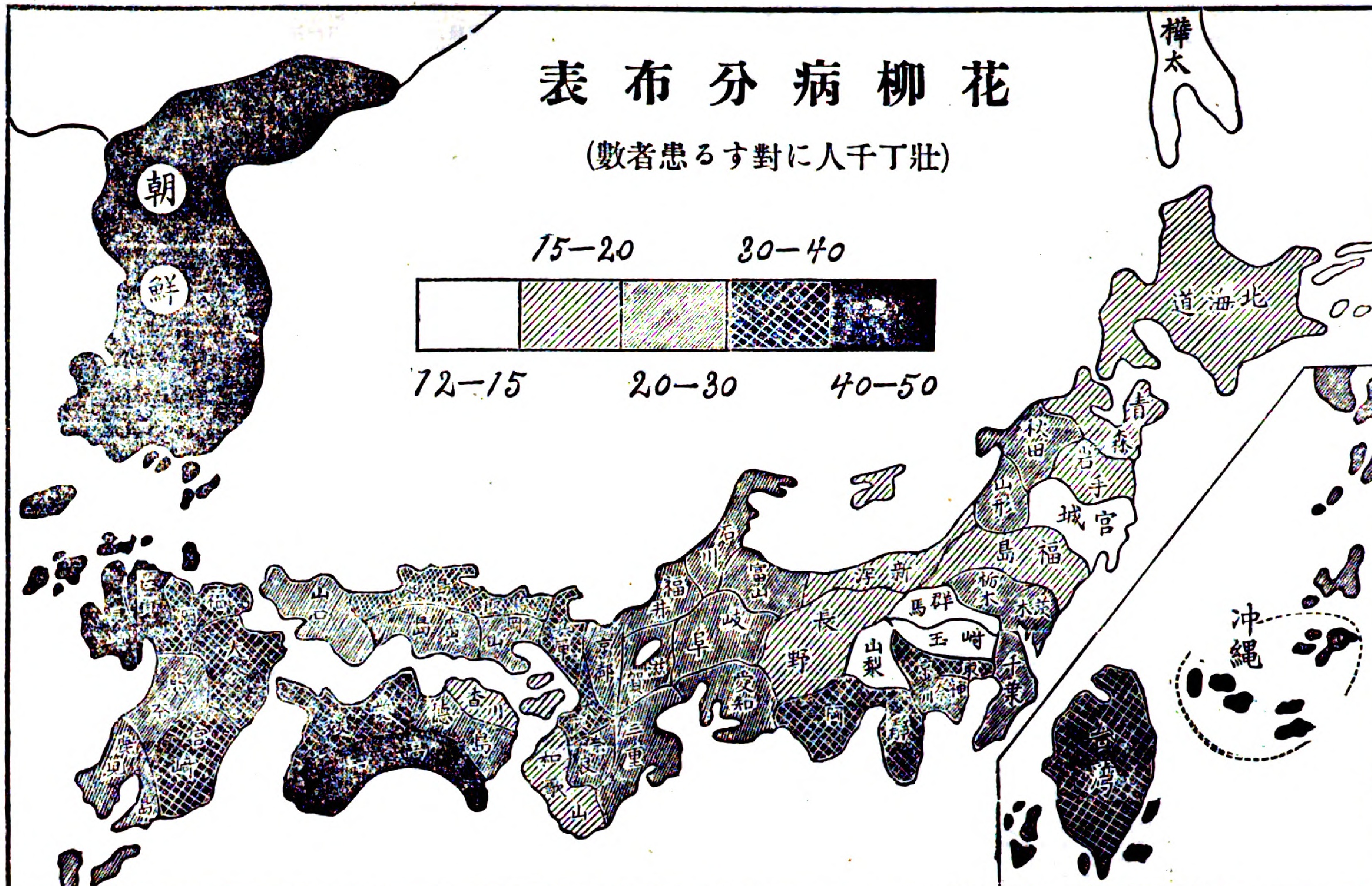
より靜岡、宮崎、鳥取、島根、福岡、大分といふ順に惡くなつて居り、香川、和歌山の二縣を例外とすれば、南日本は擧つて惡く、九州四國中國近畿と北に上るに從つて成績がよく地圖に黑白をつけて見ると恰も花柳病は支那大陸の方から漸次に浸入して來たものでもあるかの如く見ゆるのは、實に奇妙な現象である。

更に奇妙なのはこゝに關係がないが同じ漫性傳染病でもトラホームは、全くこれと正反對に北に著しく、南に下るに從つて減少して居る。

二、蔓延の原因は如何

然らば此花柳病の蔓延は何に原因するであらうか、存娼論者は曰く、『公娼制度は花柳病の蔓延を防ぐが爲めに必要也』と。此議論が正しいならば公娼の多い處は花柳病が少くならなければならぬ。予は先づ公娼と花柳病と如何なる關係あるかを調べて見た。結果は即ち別表の如く存娼論者の議論を事實の上から明瞭に破壞して了つた。公娼の多寡と花柳病の多

風教上より觀たる全國の風教状態(六)



寡とは全く別個に存在して居るのである。それでは私娼との關係は如何であるか、これ亦何等關係がありさうに見へない。公娼私娼の多寡と花柳病の蔓延とが無關係であるとしても、私生兒の數とか風俗上の犯罪と云つた樣なものとは何等かの交渉があるであらうといふ期待を以て、私は更に此方との關係を調べて見た。併し乍ら結果はやはり同一で、何等捕捉し得た處はなかつたのである。花柳病の蔓延が賣春婦の數とも比例せず、風俗の頽敗とも比例しないといふ事になると餘程變なものである。そこで私は最後に富力との關係を調べて見た。一見經濟界の活潑なところ程亂れ易いやうに思はれたからであつた。けれどもこれも亦別表の通り餘り關係がありさうに思はれない。(尤も煩瑣を避くる爲め原産品價額と加工品價額とは之を省いた。)

花柳病の蔓延は衛生思想と反比例するといふ事は、誰れにも想像せられる處であらうと思ふ。けれども之れも亦誤りであつて、北日本よりは南日本の方が衛生思想は發達して居る筈である。然らば殘る處は何であらうか、先づ文明と氣候との二點であらう。

三、花柳病と文明と氣候と

花柳病が若し温い土地程猖獗だといふならば、說明が出來るやうである。滿洲や朝鮮は寒いではないかといふかも知れないが、殖民地には娯樂機關がないため酒色に耽溺する事が内地に比して甚だ多い上、妻帶者が少いのであつて斯ういふ特種の理由があるから、一列に論ずる譯には行かぬ。列國の大勢は餘り材料がないが、獨逸と和蘭、露西亞、墺太利、西班牙の陸軍では、西班牙が最も多く、墺太利之に次ぐから、やはり南の方が多いやうに思はれる。海軍の方は各國とも亞細亞艦隊が多く、就中印度洋附近が多いといふ事である。

或る西人は花柳病は文明病であると云つたが、此言葉も當らぬ事はない。支那や關東洲や朝鮮臺灣は文明から云へばずつと程度が低いではないかと云はれるかも知れぬか、これは在住日本人の壯丁に表はれた統計であるから、土人が未開であつても關係はない、其所へ殖民して居る日本人は、寧ろ内地人に比較して文明は進んでゐると見るべき理由がある。之亦内地と事情を異にするから例外としても差支ない。併し世界の陸軍中で獨逸が一番花柳病は少いから、文明の進步も或程度になると却て花柳病を少くするものであるといはなくてはならぬ。要之花柳病蔓延の原因が那邊にあるか確な處を摑み得なかつたのである。

四、數字の示す結論

さて予は二月號以來數字上から略各府縣の風致狀態を說明したと思ふが、此等の諸表から吾人は何を學び得たであらうか。離婚や私生兒の數が世界に冠絕すること、死産や乳兒死亡率の多い事等は暫く措いて、特に私は存娼論者が机上の空論を止めて此等の諸表を凝視せんことを望むのである。而して我等と共に左の結論に到着しなければならないと思ふ。即ち

公娼制度は無配偶者の天慾を基礎とせる制度に非ずして一部少數の道樂者の情慾滿足の爲めに、奴隷を設くる陋習にして、毫も之によつて私娼を制壓し、風俗の頽敗を防禦し花柳病の蔓延を阻止するものにあらず、却つて淫風宣揚の源泉たるに外ならず。

乞ふ之に就て多少前々號と重複の嫌ひあれど少しく說明を加へしめよ。

賣淫婦が非常な勢ひを以て增加しつゝあるは、獨り日本に

止まらず世界の趨勢である。先づ我國の私娼中其主なる藝妓を檢するに、明治四十三年末には三萬七千卅八人なりし處大正二年末には四萬四千四百六十九人となり五ヶ年間に一萬三千四百三十一人を增し、一ヶ年平均二千六百八十六人を增加してゐる、酌婦は四十三年には三萬三千九百五十人であつたが。大正二年には四千四百九十九人となり、五ヶ年間に一萬一千二百四十九人を增し、一ヶ年平均二千二百四十九人を增加して居る、此二つの私娼を合すると實に一ヶ年平均四千九百三十六人といふ增加であつて、千人に就て六十一人といふ增加率を示してゐる。

我國の人口增加の勢ひは、一ヶ年に約五十八萬人を增し、千人につき十四人餘に當るから、之と比較して驚く可き私娼の增加と云はなくてはならぬ。然るに公娼の方はと見るに、四十三年末には四萬八千七百六十九人であつたが、大正二年には五萬二千九十七人であるから五ヶ年に三千三百二十八人を增し、一ヶ年平均六百六十五人で、千人につき十二人の增加率に當るから、人口增加の勢ひに伴はないのであつて、六百餘人を增しつゝあるにしても其率から云へば減少しつゝある譯である。現に北海道、東京、大阪、神奈川、山梨、滋賀、岩手、青森、秋田の諸縣は事實減少して居る位であつて、要するに公娼制度なるものは今日の時勢に適合しない、現代の趣味要求に當て篏らない舊式のもので、滅亡の道程にあるといふ事を、先づ第一に肯はなければならぬ。

五、廢娼と絕娼との混淆

第二に存娼論者は動もすれば、『性慾は飲食慾と共に人間の二大天慾である。之を制抑するは社會の秩序を紊亂する基で、社會の安全辨として公娼制度を設くるの必要がある』といふけれども此議論は既に前提に誤謬があり論結にも間違がある。飲食慾は生存上の必要條件であるから一日も空しうする事は出來ぬが、性慾は種族保存上の必要條件であつて、今日情慾が起つたからして直ぐにこれを遂げなければならぬといふ理由はない、生理學上本體を異にする同日に論ず可からざるものであるのみならず、性慾の抑制は寧ろ內分泌によつて身體や精神を健康にするものである事は、嘗て本誌に松浦博士や內ヶ崎敎授によつて說かれた如くである。假りに此說を正しくないとしても、女子の性慾を無視した矛盾に陷らなくてはならぬ。性慾が天慾であつても、飲食慾と同視すべからざる事斯くの如くであるが、更に『之を制抑するは危險なり、故に公娼制度を設く可し』といふ其論結が又間違ひであつて、公娼がなくとも現に公娼に幾倍する私娼があるのだから『故に賣淫を絕滅すべからず』とは云へるが公娼といふ形式にせなければならぬといふ事には論理が許さない。公娼問題とは要するに絕對的の問題ではない、單に賣淫の形式上の比較問題たるに過ぎないといふ事を誤つてはならぬ。取締りをするのは即ち可、國家公認の態度は即ち不可といふ迄の事である。

六、公娼は數字上道樂者の爲め

今私は數字上から公娼が無配偶者の天慾を基礎とせるものでなく、一部少數の道樂者を喜ばせる爲めに婦人を奴隷として置く醜制度たる事を論證して見やう。

無配偶の青年男子(滿十八歲以上五十五歲迄の獨身者)千人に對し、公娼の數三人以內の縣は、

群馬	無、	島根	〇、八	埼玉	〇、九	愛媛	一、四
茨城	一、六	千葉	一、九	和歌山	二、一	德島	二、一
鹿兒島	二、五	秋田	二、七	山梨	三、〇	大分	三、一

數字上より觀たる

徴兵檢査に表はれたる

府縣別	四十四年	元年	二年	三年	四年	平均
北海道	一二、四	一五、七	一七、六	一八、二	一三、七	一五、五
東京	二七、三	三六、九	三〇、〇	三九、六	三五、〇	三三、八
京都	三三、八	二八、六	三七、〇	一六、三	二六、一	二八、四
大阪	三七、九	二五、三	四〇、三	二五、三	四〇、一	三三、八
神奈川	二六、八	二九、九	一三、二	三六、九	二六、七	二六、七
兵庫	二六、二	三〇、八	二九、八	三四、〇	二九、三	三〇、〇
長崎	四四、二	四八、九	五〇、〇	四五、六	五六、九	四九、一
新潟	一七、四	一四、八	一四、九	一六、一	一九、一	一六、五
埼玉	一五、九	一五、四	一四、九	一四、六	一〇、六	一四、三
群馬	一五、三	一六、五	一二、二	一三、〇	一五、八	一四、六
千葉	二六、一	二六、七	三二、九	三〇、〇	一七、三	二六、六
茨城	一七、七	一七、四	一七、七	一一、七	二五、一	一七、九
栃木	二五、七	一八、三	一五、七	二〇、四	二一、一	二〇、二
奈良	三四、〇	一七、三	二一、八	二二、九	三五、八	二六、三
三重	二一、五	二八、八	二一、六	二一、九	二三、二	二三、四
愛知	一七、八	一六、三	二五、四	二〇、五	二四、六	二〇、九
静岡	二六、〇	三四、四	四四、七	三二、四	二七、六	三三、〇
山梨	九、三	一五、六	六、七	二一、八	一二、三	一三、一
滋賀	二五、三	二四、三	一八、八	二七、二	二五、三	二四、二
岐阜	二五、八	二六、四	二一、六	一八、七	一九、七	二二、四
長野	一八、三	一九、五	一七、一	一四、三	一四、五	一六、七
宮城	一七、五	一四、二	一六、四	一三、三	一二、六	一四、八
福島	一〇、五	八、二	三〇、四	二八、三	一八、九	一九、三
岩手	一三、九	一六、七	二二、六	一四、八	二〇、五	一七、七
青森	一八、〇	一六、三	一二、四	二〇、六	一四、五	一六、四

同上花柳病患

府縣別	自四十四年至大正四年平均一ヶ年					同上平均每千比例			
	檢査人員	梅毒	軟下疳（横痃）	痳疾	計	梅毒	軟下疳（横痃）	痳疾	計
北海道	一六、八一四	六九、八	四二、八	一五〇、八	二六三、四	四、一	二、五	八、九	一五、五
東京	二三、〇五六	一〇〇、四	二二八、八	四五一、四	七八〇、二	四、三	九、九	一九、五	三三、八
京都	九、八七九	五一、〇	四八、二	一八〇、四	二七九、六	五、二	四、八	一八、二	二八、四
大阪	一六、〇四八	七四、八	一七〇、八	二九六、四	五四二、〇	四、五	一〇、六	一八、四	三三、八
神奈川	九五、〇二〇	六二、六	四九、二	一四四、六	二五六、四	六、五	五、一	一五、一	二六、七
兵庫	一七、五四二	八〇、四	一六八、四	二八〇、二	五二九、〇	四、五	九、五	一五、九	三〇、〇
長崎	八、九三〇	七六、六	八四、〇	二八〇、〇	四四〇、六	八、五	九、三	三一、[illegible]	四九、一
新潟	一五、八九九	五五、六	三一、六	一七六、〇	二六三、二	三、四	一、九	一一、〇	一六、五
埼玉	一一、九六〇	四六、八	三四、〇	九〇、〇	一七〇、八	三、九	二、八	七、五	一四、三
群馬	八、五一二	三一、〇	二五、六	六七、八	一二四、四	三、六	三、〇	七、九	一四、六
千葉	一一、六八三	五七、二	一〇三、〇	一五一、八	三一二、〇	四、〇	八、八	一二、九	二六、六
茨城	一一、六五四	四七、八	四六、〇	一一五、八	二〇九、六	四、一	三、九	九、九	一七、九
栃木	九、一七一	六三、六	二三、〇	九九、〇	一八五、六	六、九	二、五	一〇、七	二〇、二
奈良	五、三九六	二九、六	二二、八	八九、二	一四一、六	五、四	四、二	一六、五	二六、三
三重	九、二八九	四八、〇	三九、四	一三一、〇	二一八、四	五、一	四、二	一四、一	二三、四
愛知	一六、三四三	四七、二	六六、四	二三〇、四	三四四、〇	二、七	四、〇	一四、〇	二〇、九
静岡	一三、一五八	九七、八	五七、二	二八〇、六	四三五、六	七、四	四、三	二一、三	三三、〇
山梨	五、〇二九	一六、六	一一、四	三八、四	六六、四	三、三	二、三	七、六	一三、一
滋賀	六、五五三	二八、六	三三、六	九七、〇	一五九、二	四、三	五、一	一四、八	二四、二
岐阜	九、二一二	三九、四	二三、六	一四二、八	二〇五、八	四、二	二、九	一五、五	二二、四
長野	一三、〇〇八	四〇、八	二三、〇	一三七、四	二〇一、二	三、三	一、九	一一、四	一六、七
宮城	九、〇二五	三一、四	一八、六	八三、六	一三三、六	三、四	二、〇	九、二	一四、八
福島	一一、四九四	四二、二	二七、六	一五四、六	二二四、四	三、六	二、四	一三、四	一九、三
岩手	七、二六三	二六、四	一二、二	九〇、〇	一二八、六	三、六	一、六	一二、三	一七、七
青森	五、八三四	一八、二	一〇、八	六六、〇	九五、〇	三、一	一、八	一一、二	一六、四

全國の風教狀態(七)

壯丁花柳病府縣別表

山形	一六、四	二五、六	三二、四	二九、七	二六、三	二四、二
秋田	二七、四	二七、一	三一、九	二三、四	一三、八	三三、七
福井	一七、四	一八、六	二六、八	二一、四	二三、四	二一、五
石川	二一、九	二七、〇	二九、八	四三、三	二四、四	二九、三
富山	二一、三	二六、六	二六、五	二九、三	三一、三	二七、〇
鳥取	二六、二	三九、七	二九、三	三九、四	二六、九	三二、五
島根	三一、六	三一、六	二七、五	三三、二	三三、三	三一、四
岡山	一八、八	三七、〇	二六、三	三一、四	二五、九	二七、九
廣島	一八、〇	三五、四	三三、二	二三、一	三三、五	二六、五
山口	二四、八	二一、五	二七、七	三三、八	二七、一	二四、八
和歌山	一八、一	三四、二	一四、五	一七、一	一四、五	一九、七
德島	四七、四	二〇、七	三三、四	二六、〇	二三、九	二八、一
香川	一七、八	一二、五	一五、七	一八、五	二〇、二	一六、九
愛媛	六三、三	二八、二	三七、二	二六、三	三三、二	三七、六
高知	四九、二	三九、四	四二、二	四二、二	三一、七	四〇、九
福岡	二四、一	二七、五	四〇、四	三六、七	二六、五	三一、〇
大分	三六、三	三四、九	二八、四	二八、六	二三、三	三〇、三
佐賀	三八、八	三七、〇	三六、八	五五、七	四〇、七	四一、八
熊本	二九、〇	二七、七	三二、四	二五、五	一九、五	二六、八
宮崎	二五、九	二六、八	三五、七	三九、〇	三三、七	三三、二
鹿兒島	一九、八	二五、四	二八、九	二五、〇	三三、六	二六、五
沖繩	三五、五	五〇、五	六二、八	三九、六	三五、一	四四、七
臺灣	三〇、五	五二、三	四二、九	三七、六	三二、七	三九、二
朝鮮	四〇、七	三一、九	六五、三	四七、一	二八、三	四二、七
樺太	一七、六	一二、七	一〇、〇	一三、一	一一、〇	一三、九
關東洲	三九、八	三四、九	五、九	七〇、四	六三、八	五一、〇
支那	六六、六	一〇二、五	一一七、九	七五、九	七二、五	八七、一
計	二五、二	二五、二	二七、二	二八、五	二五、二	二五、九

者病類別比例表

山形	八、三六六	三〇、八	五九、二	一一三、二	二〇三、二	三、六	七、〇	一三、五	二四、二
秋田	八、二八七	三七、〇	二三、二	一三七、〇	一八七、二	四、四	二、七	一五、三	三三、五
福井	五、二六六	一八、八	二五、二	七〇、〇	一一四、〇	三、五	四、七	一三、二	二一、五
石川	六、三三四	三二、四	二六、二	一一九、〇	一八七、六	五、一	五、七	一八、七	二九、三
富山	六、二二一	三三、〇	二七、四	一〇九、六	一六九、〇	五、一	四、四	一七、六	二七、一
鳥取	三、四五三	二三、八	一五、六	七〇、八	一〇九、二	六、六	四、五	二〇、五	三二、五
島根	五、七六六	二五、二	一八、六	一三七、四	一八一、二	四、三	三、二	一三、九	三一、四
岡山	九、九四五	五四、八	三八、四	一八六、八	二八〇、〇	五、五	三、八	一八、七	二七、九
廣島	一三、四六六	四四、〇	五八、二	二五七、八	三六〇、〇	三、二	四、三	一九、〇	二六、五
山口	八、七三〇	二一、四	二九、八	一六五、四	二一六、六	二、四	三、四	一八、九	二四、八
和歌山	六、六二八	一七、二	一七、二	九六、〇	一三〇、四	二、五	二、五	一四、四	一九、六
德島	五、五四四	二五、八	三二、〇	九五、八	一五三、六	四、六	五、七	一七、二	二七、六
香川	五八、九七	一八、八	一六、二	六四、八	九九、八	三、一	二、七	一〇、九	一六、九
愛媛	九、〇八七	二七、六	三八、六	二七四、〇	三四〇、二	三、〇	四、二	三〇、一	三七、四
高知	五、八三六	一九、四	二八、〇	一八九、二	二三六、六	三、三	四、七	三二、四	四〇、五
福岡	一五、五一四	七六、〇	七五、六	三三二、六	四八四、二	四、八	四、八	二一、四	三一、〇
大分	七、二九八	三六、〇	三一、〇	一五二、八	二一九、八	四、九	四、二	二〇、九	三〇、一
佐賀	六、一四三	四一、八	五二、八	一六三、六	二五七、二	六、八	八、五	二六、四	四一、八
熊本	一一、五二二	六六、二	五四、六	一八六、六	三〇七、四	五、七	四、七	一六、一	二六、六
宮崎	四、七二四	二六、〇	二〇、〇	一〇九、四	一五五、四	五、五	四、二	二三、一	三二、八
鹿兒島	一三、二二一	六五、六	五五、八	二〇三、四	三二四、八	五、三	四、五	一六、六	二六、五
沖繩	五、二九五	二六、六	四九、二	一五八、四	二三四、二	五、〇	九、二	二九、九	四四、二
臺灣	一、〇〇三	六、六	一〇、四	二三、六	三九、七	六、五	一〇、三	二三、五	三九、
朝鮮	二、一一七	一〇、六	一三、四	六七、四	九〇、四	五、〇	五、八	三一、八	四二、七
樺太	六五六	三、四	一、八	三、〇	八、二	五、一	二、七	四、五	一三、五
關東洲	七六七	三、四	五、六	三〇、六	三九、六	四、四	七、三	三九、八	五一、六
支那	一八五	三、二	二、六	九、六	一五、四	一七、二	一四、〇	五一、八	八三、二
計	四五七、四九二	二、〇七七、二	二、一三七、六	七、五四〇、六	一一、八五五、四	四、五	四、八	一六、四	二五、九

宮崎　三、三　鳥取　三、四　岩手　三、七

の十五縣である。然るに一人の娼妓が客に接する數は吉原遊廓一ケ年の統計によれば、大正四年末の娼妓現在二千四百九人で、同年の遊客總數は九十九萬七千七百三十七人であるから、一ケ月平均一人の接客數は三十五人である。一人平均二人位づゝの客を取つて居るやうに見へても、各遊廓とも一割は常に入院して居るものであるから、一年の内三四十日は入院して居る譯であつて、之等を通じて平均すれば、一ケ月三十五人は決して少い方ではない、之れより多い地方もあらうが少い處もあるであらうし、先づ此の吉原の數を標準として計算しても大なる誤謬はないと見てよからう。

次に遊廓に通ふ回數であるが、獨身者の性慾は洩す事が必要だと論ずる者は、どの位の程度に必要であるといふか知らないけれども、まさか一年に一回でよいとは云へまい、少くとも必要といふ以上、一ケ月一回位には見なければならない又道樂者の通ふ實際から推しても一ケ月に平均一回‖中には流連もあらう、二回三回四回と行く者もあらう、其代り半年に一偏一年に一偏といふ人もあらうから‖として計算すると一人の娼妓は同一の人三十五人以外には絕對に數理上接しない、若くば接し得ない勘定になる。して見ると前記十五縣にありては、之を平均すると獨身男子千人に對して二人にしか當らぬから、七十人の男●●●●●●●●而も同一人のみの占有する處となつて大多數の九百三十人といふ即ち九割三分は、厭が應でも娼妓に接する特權(?)がないのである。島根縣には約八萬五千の獨身の青年男子があつて、娼妓の總數は六十九人だから、僅に二千四百餘人が其恩典(?)に浴するのみであり、埼玉縣には百四十七人の娼妓が居つて、獨身の青年男子は約十四萬八千人であるから、其內僅に五千百人が娼妓に接して、殘りの十四萬三千人からの人は純潔を餘儀なくされて居る計算である。(私娼の事は暫く措き)

七、公娼制度却て淫蕩排發制度

即ち知る公娼制度は僅に前記十五縣にあつては一割に充たぬ道樂者の爲めに存在して居るといふ事を。而も殘りの九割三分は公娼制度によつて、滿し得ざる性慾を挑發せられ、往いて私娼の群に求め、或は良家の處女を犯さねばならぬ事となつて來るのである。予が公唱制度は獨身者の天慾を基礎とせるに非ずして、却つて淫風宣揚の源泉なりとなすもの、宜ならずやではないか。

更に無配偶の青年男子千人に對し、十人以內の娼妓を有する處は三十八縣ある。(一月號參照)十人以上を有する處は僅に左の三府一道五縣にしか過ぎぬ。

大阪　二四、一　京都　二三、四　長崎　二〇、六　神奈川　一九、九
東京　一八、九　沖縄　一七、六　三重　一七、五　北海道　一一、八
廣島　一二、四

然らば其の三十八縣の平均娼妓數はといふに、獨身青年男子千人に對し五人である。五人の娼妓は百七十五人以上には接しない。故に此三十八縣に於ては八割二分五厘はこれ又公娼を必要とせざる者である事が分る。日本で一番多い大阪は二十四人であるから、此娼妓は八百四十人に接するから、先

づ以て公娼制度の目的が達せられて居ると見るべきであるが全國を平均すると七人半にしか當らぬから、二百六十二人が其特典(?)に預り殘りの七割四分は公娼制度の恩澤を毫も斷じて蒙らない獨身の青年男子であるといふ此數字上の事實を存娼論者は何と觀る可きであるか。

埼玉島根兩縣の如きは、無配偶の青年に一ケ月に一回づゝ娼妓に接せしめんとするには、一人の娼妓が毎日三十七人乃至五十一人からの客を迎へなければならぬ譯になる。公娼制度が眞に缺陷ある性慾を滿さんとならば少くとも現在の三倍にしなければならない。

八、有妻者の遊戲慾

其外、性慾の缺陷を基礎としたものならば、有配偶者中にも、夫婦が同居せずして他府縣に出稼して居るものがあり、或は生理的に缺陷ある夫婦もあらうから、假りに五十組に一人出稼があるとしても全國で十八萬人に達するから、五千人の娼妓を要し、又百組に一人の生理上の缺陷があるとしても二千五百人の娼妓を必要とする譯で、現在の娼妓數にて事足りるといふならば、取りも直さずなくてもよいといふ反證たるに過ぎないといふを得るであらうと思ふ。

尚公娼私娼を加へて見るとどうなるかといふに多い方では

東京	四四、八	京都	四四、一	神奈川	四二、九	大阪	三八、九
福岡	三七、六	兵庫	三六、三	長崎	三五、四	愛知	二九、二
三重	二九、二	北海道	二七、四	(以下略)			

秋田	六、一	岩手	七、六	埼玉	九、三	岡山	九、七
鹿兒島	一〇、六	青森	一〇、九	宮城	一一、一	和歌山	一一、五
徳島	一一、九	島根	一二、四	(以下略)			

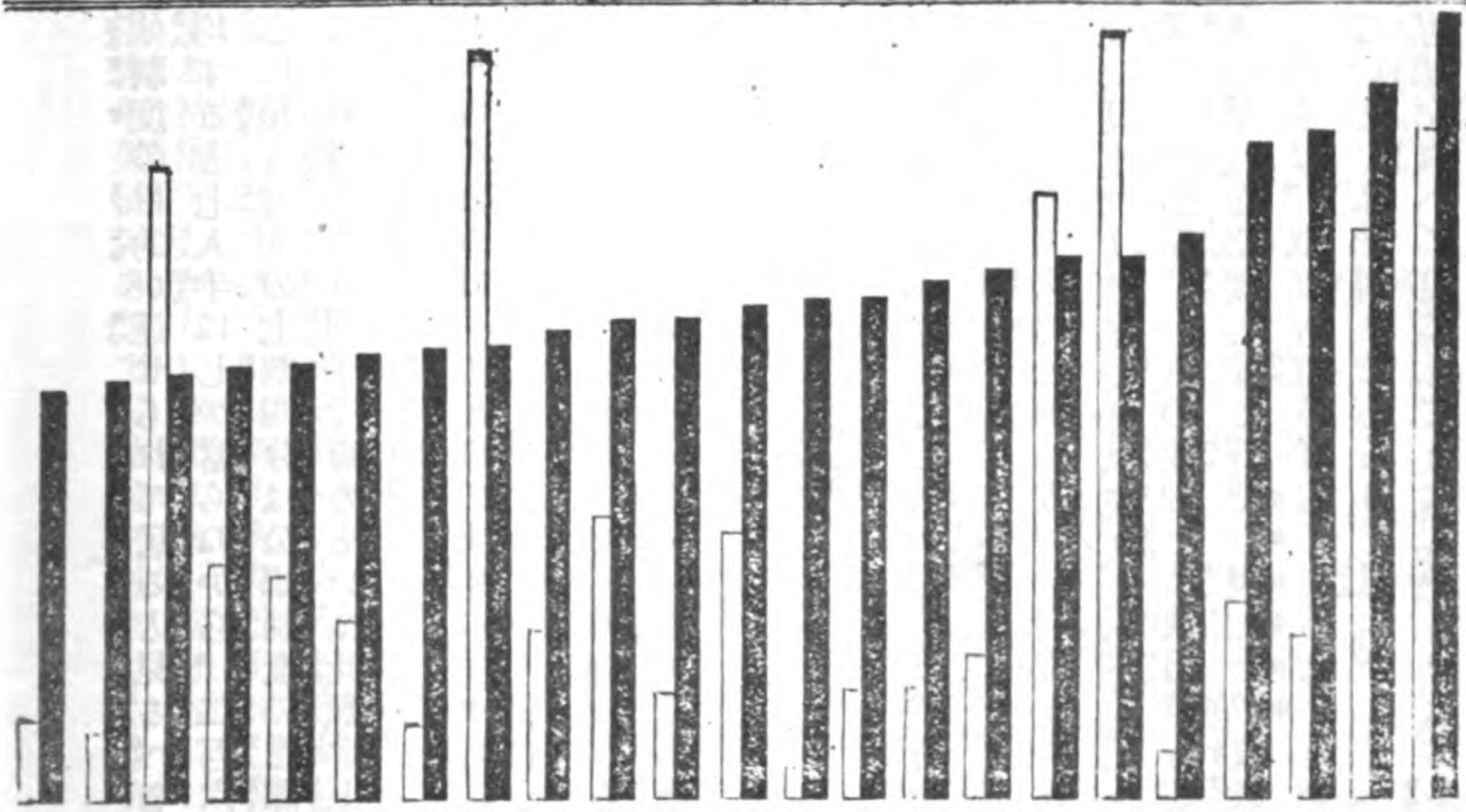
であつて、獨身の青年男子千人に對し、二十人以下の處が二十八縣ある。此平均は十四人半であるから五百七人の男子に接して、丁度半分である。全國の公私娼の總數の平均は二十人半であるから、七百十七人の男に接する勘定である。最も多い東京市では四十四人八分だから千五百七十二人に接し得る譯で、獨身の青年は悉く一ケ月一回づゝ公娼か私娼に接すると假定しても尚五百七十二人の超過があるから、之れは月一回以上遊蕩するか、有妻者が大分加はつて居る事を示してゐる。實際の處公娼にしても私娼にしても、有妻の嫖客が隨分多數に上るのである。それに漫遊客旅行者が加はる事は勿論である。

九、公娼を廢しても私娼は增加せず

公娼妓を廢したら私娼が殖えるだらうといふ議論に對しては、必然の推論は公娼を置く事によつて私娼が減少すべき事である。若し公娼を置いても私娼が少くないならば、公娼を廢しても私娼は殖えないといふ論理が成立するであらう。而して事實は二月號に掲ぐるが如く、寧ろ公娼のある處に私娼が多いやの感はあつても、公娼が斷じて私娼を防止して居らぬ事を明示して居る。

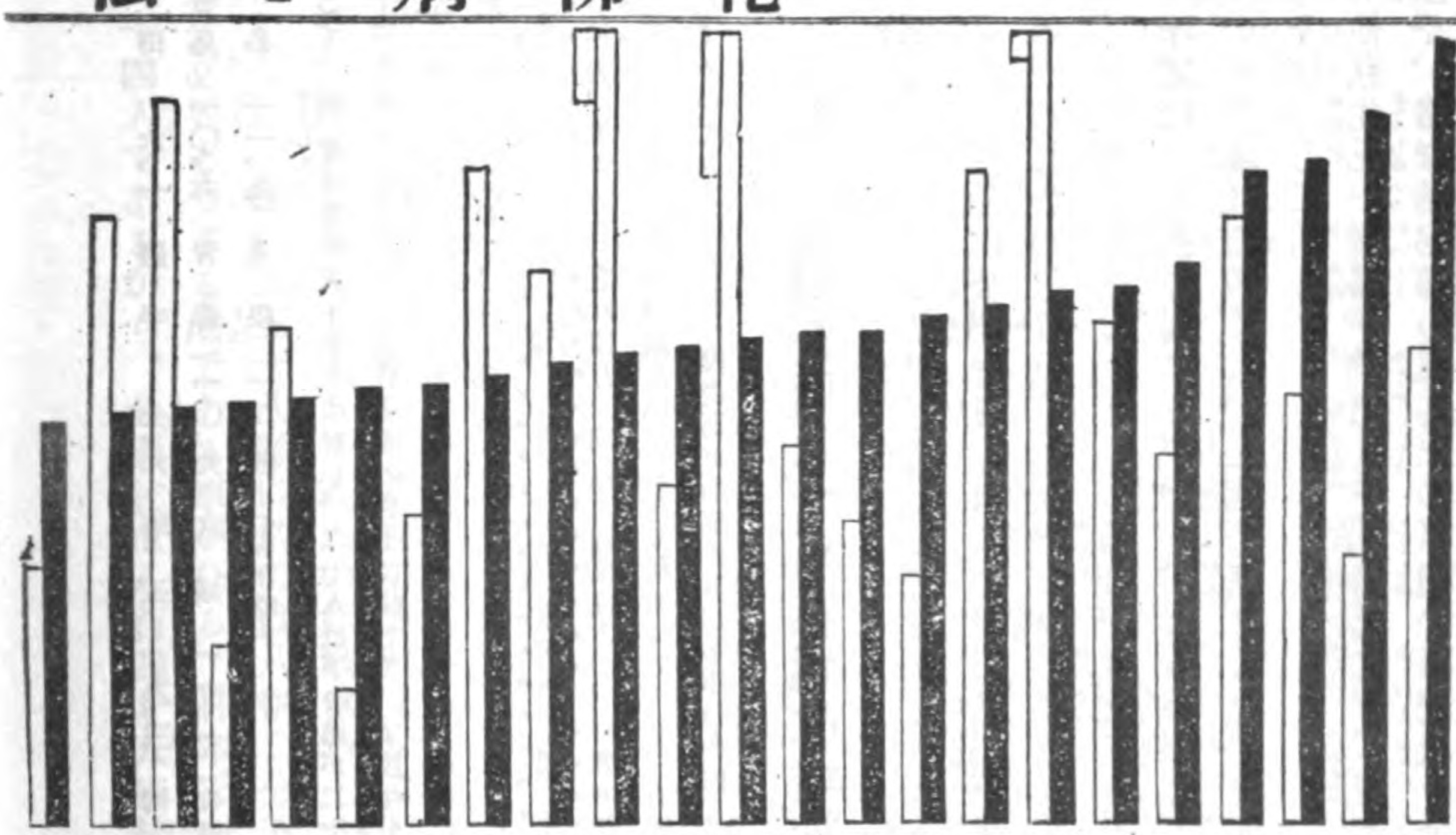
其他私生兒や離婚や、死產や乳兒死亡や、乃至猥褻姦淫や墮胎や、略取誘拐等の風俗上の諸種の惡現象を公娼存置によつて抑制して居るであらうか。それ等が何等關係なしに存在する事は二月號に掲げた通りである。さらば公娼制度は花柳病を防禦するであらうか、其然らざるは先にも說いた。公娼

花柳病と公



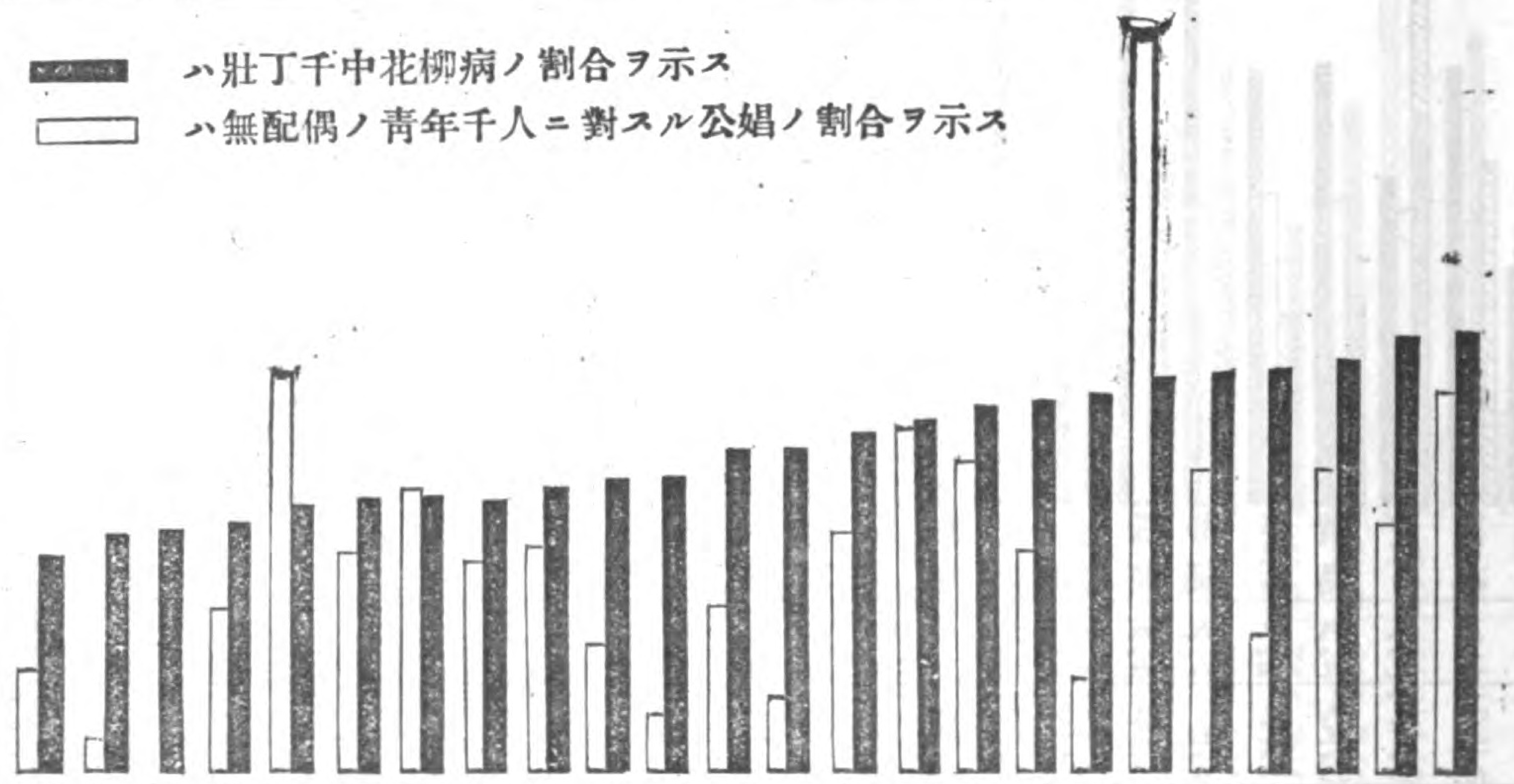
府縣別	花柳病	公娼
長崎	四九、一	二〇、六
沖縄	四四、七	一七、六
佐賀	四一、八	四、九
高知	四〇、九	六、〇
愛媛	三七、六	一、四
大阪	三三、八	二四、一
東京	三三、八	一八、九
靜岡	三三、〇	四、三
宮崎	三二、二	三、三
鳥取	三一、五	三、四
島根	三一、四	〇、八
福岡	三一、〇	八、一
大分	三〇、三	三、一
兵庫	三〇、〇	八、九
石川	二九、三	五、〇
京都	二八、四	二三、四
德島	二八、一	二、一
岡山	二七、九	五、四
富山	二七、〇	六、八
熊本	二六、八	七、三
神奈川	二六、七	一九、九
千葉	二六、六	一、九
鹿兒島	二六、五	二、五

花柳病と私



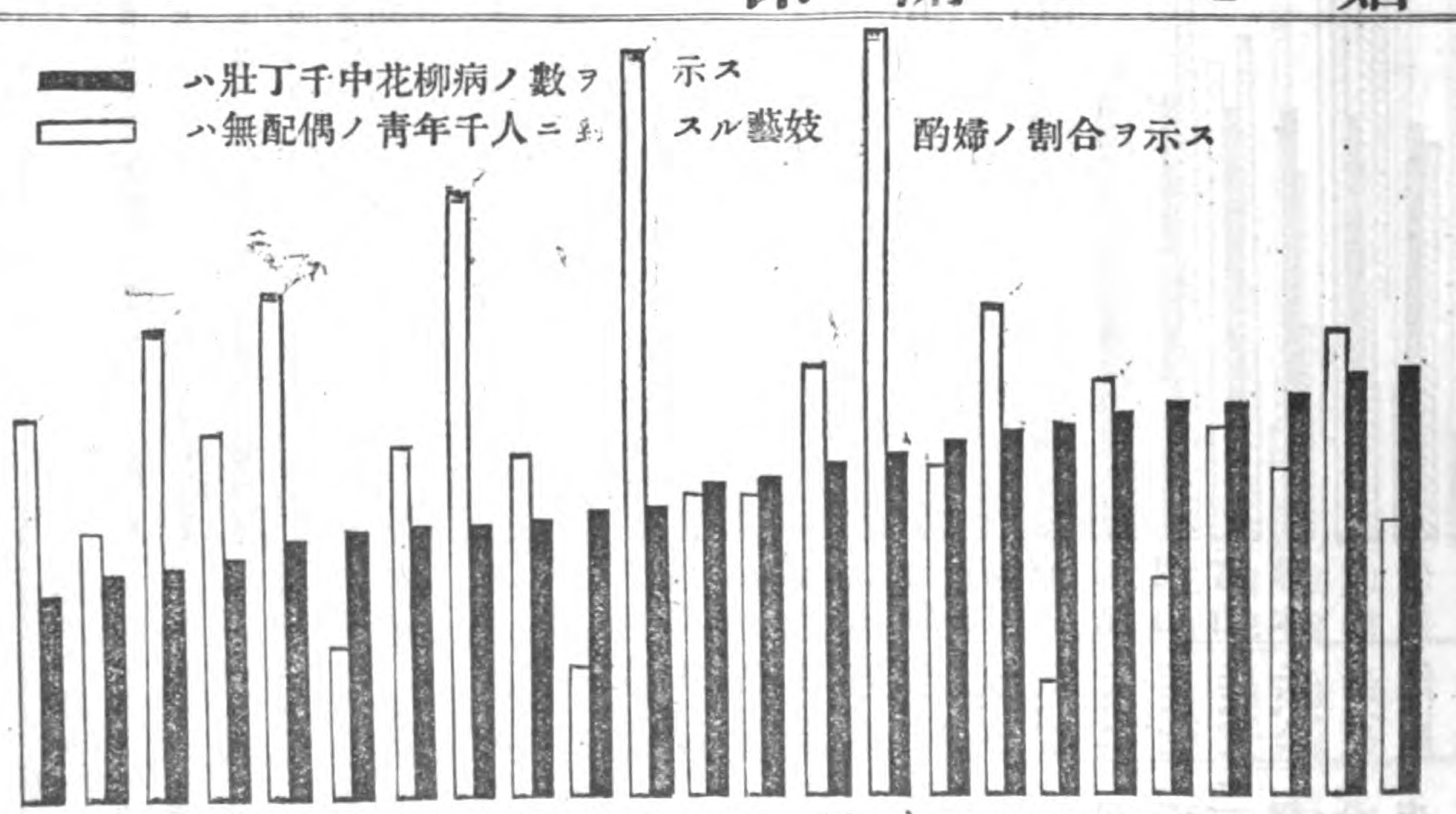
府縣別	私娼
長崎	一四、九
沖縄	八、二
佐賀	一三、五
高知	一九、〇
愛媛	一一、五
大阪	一五、八
東京	二五、九
靜岡	二〇、八
宮崎	七、八
鳥取	九、五
島根	一一、六
福岡	二九、五
大分	一〇、五
兵庫	二七、四
石川	一七、四
京都	二〇、七
德島	九、八
岡山	四、三
富山	一五、七
熊本	五、五
神奈川	三三、〇
千葉	一九、一
鹿兒島	八、一

娼との關係



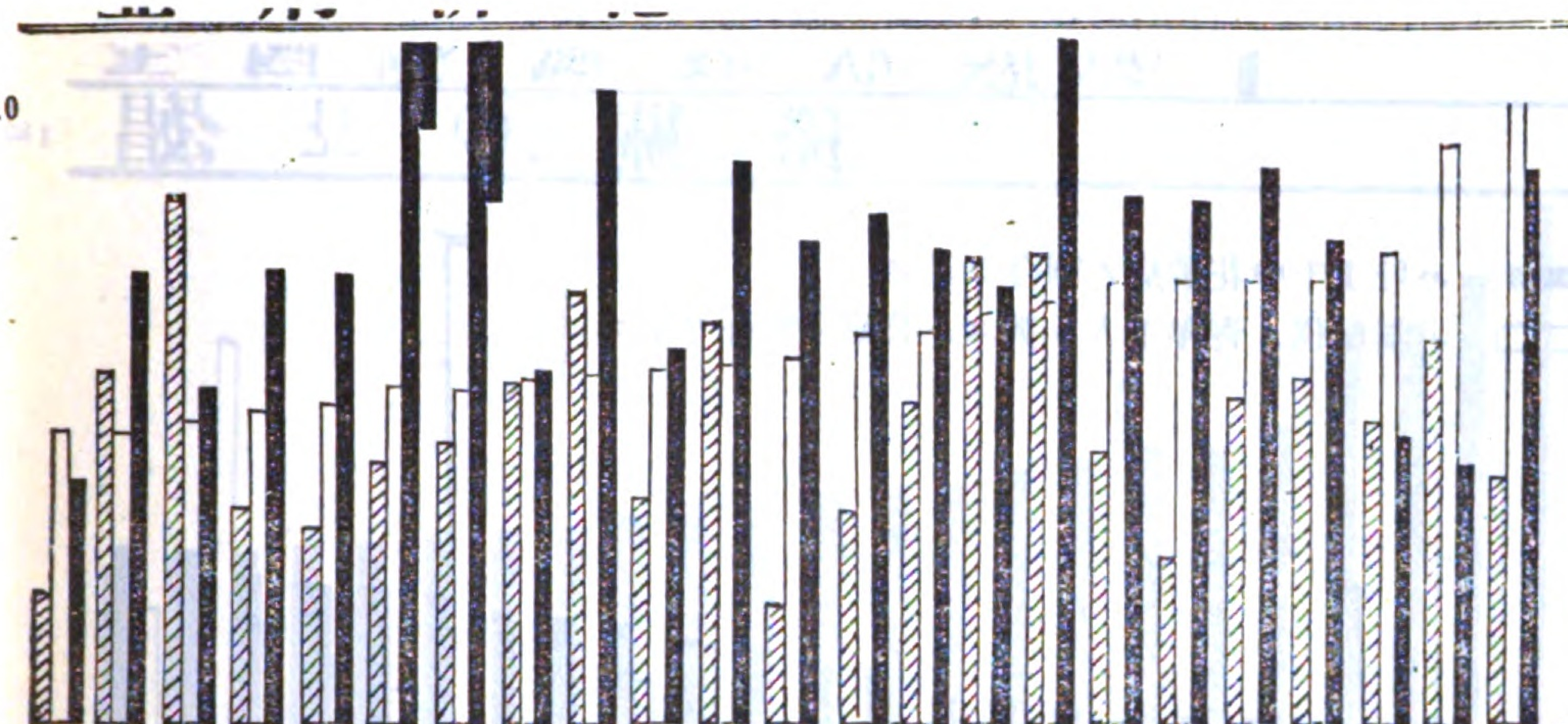
山梨	一三、一	三、〇
埼玉	一四、三	〇、九
群馬	一四、四	
宮城	一四、八	四、六
北海道	一五、五	一一、八
青森	一六、四	六、五
新潟	一六、五	八、五
長野	一六、七	六、三
香川	一六、九	六、八
岩手	一七、七	三、七
茨城	一七、九	一、六
福島	一九、三	四、九
和歌山	一九、七	二、一
栃木	二〇、二	七、一
愛知	二〇、九	一〇、三
福井	二一、五	九、二
岐阜	二三、四	六、六
秋田	二三、七	二、七
三重	二三、四	一七、五
山形	二四、一	九、一
滋賀	二四、二	四、〇
山口	二四、八	九、〇
奈良	二六、三	七、三
廣島	二六、五	一一、四

娼との關係



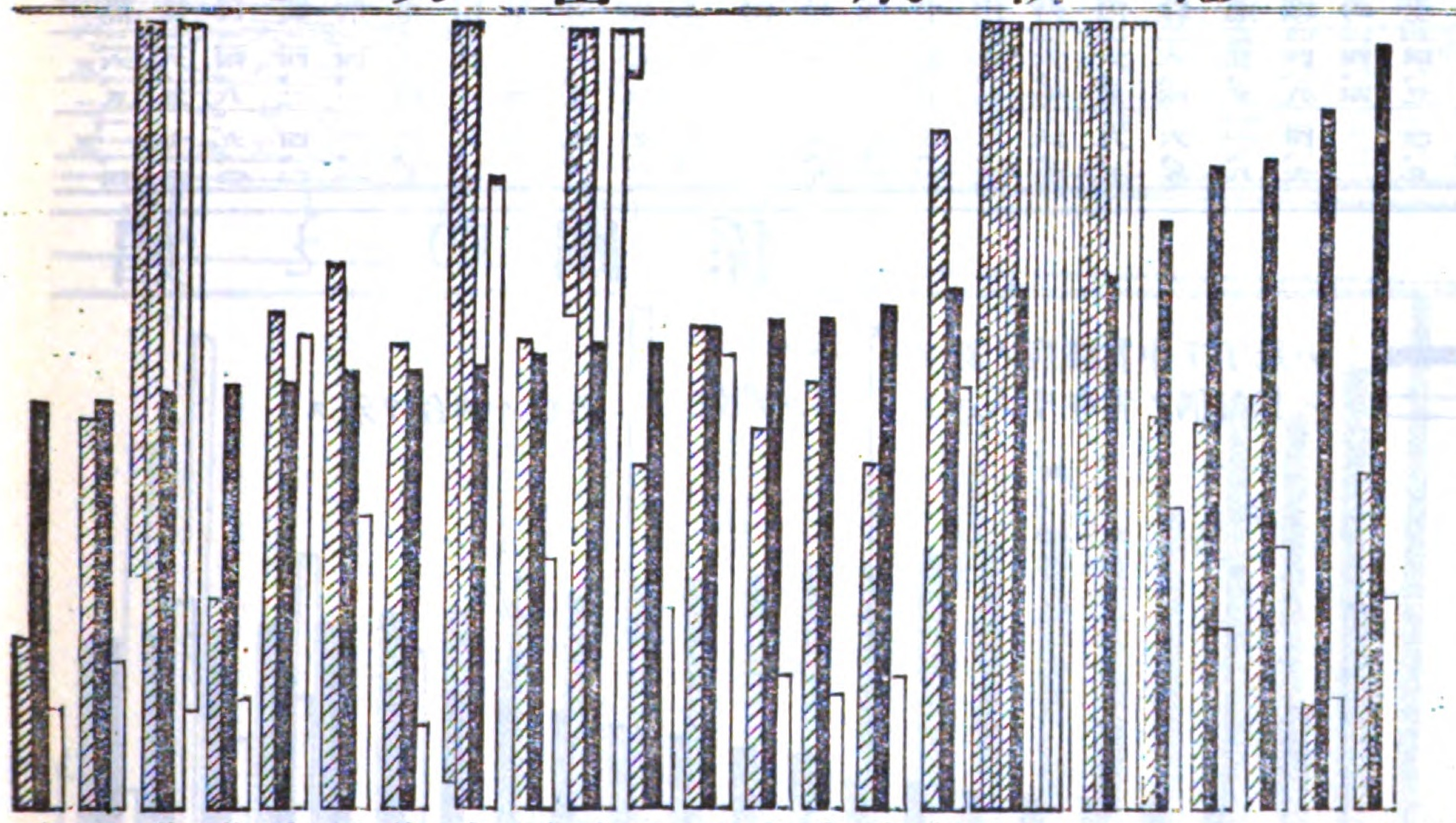
山梨	一二、〇
埼玉	八、四
群馬	一四、六
宮城	一一、二
北海道	一五、六
青森	四、四
新潟	一〇、九
長野	一八、七
香川	一〇、七
岩手	三、九
茨城	二三、二
福島	九、四
和歌山	九、四
栃木	一三、五
愛知	二四、〇
福井	一〇、二
岐阜	一五、四
秋田	三、四
三重	一一、七
山形	六、五
滋賀	一二、三
山口	一〇、〇
奈良	一四、五
廣島	八、五

數字上より觀たる全國風教狀態（九）



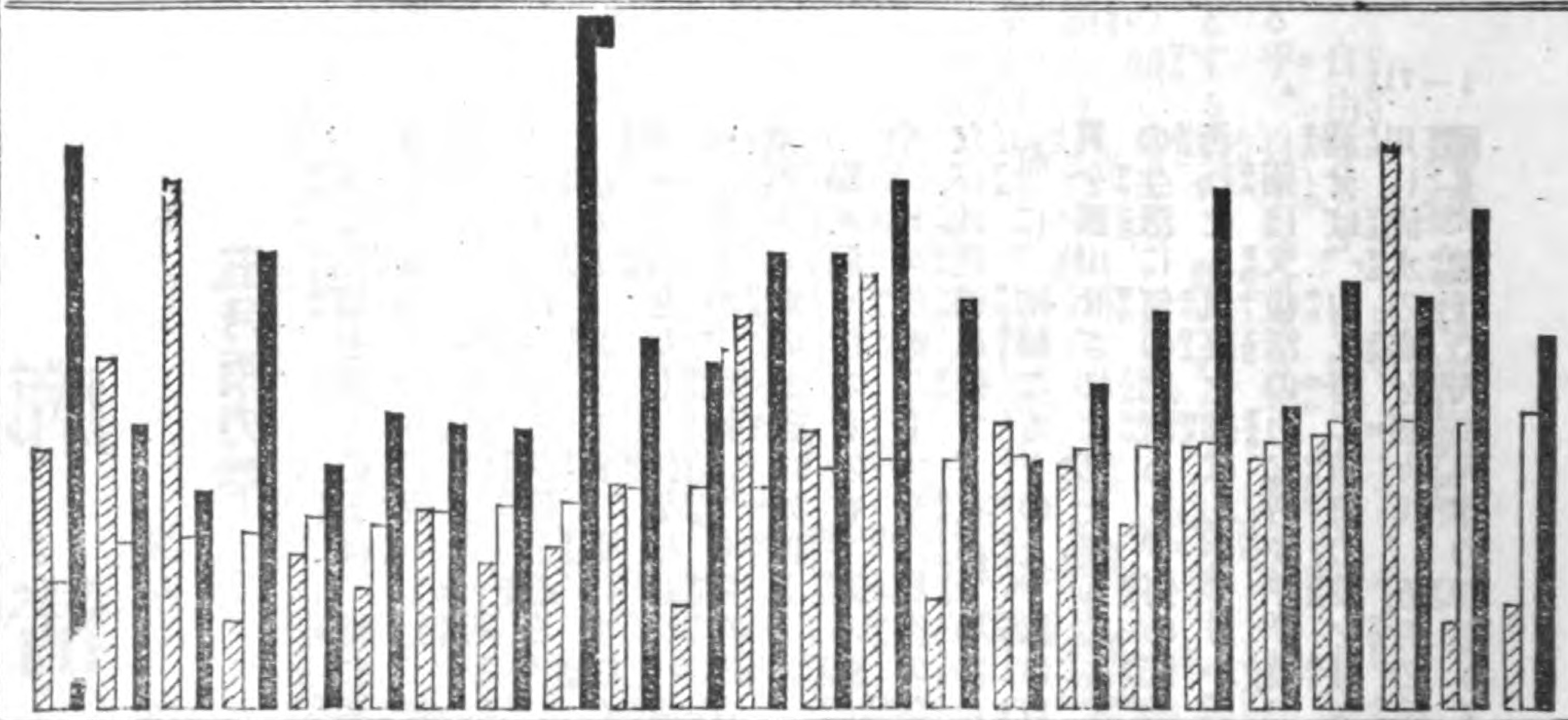
府縣別	私生兒	風俗犯
大阪	一八、四	七三、〇
北海道	一七、〇	一二三、七
香川	一三、八	九〇、〇
京都	一三、二	一〇〇、五
宮崎	一三、二	九〇、五
島根	一三、一	二四、六
鳥取	一三、一	七九、〇
高知	一二、五	一三九、〇
奈良	一二、五	一三七、八
岡山	一一、八	九三、九
兵庫	一一、五	六三、九
德島	一〇、九	三〇、三
東京	一〇、五	一一八、五
岐阜	一〇、三	六六、六
愛媛	一〇、二	一二八、九
愛知	一〇、〇	一〇一、九
長崎	九、九	八二、二
沖繩	九、八	七、五
鹿兒島	九、四	五九、一
廣島	八、九	六五、二
和歌山	八、九	一五七、〇
熊本	八、七	一〇五、五
群馬	八、七	三五、五

花柳病と富力との



府縣別	花柳病	拂込資本金	預金貯金
長崎	四九、一六	九、八九	一五、九七
沖繩	四四、七三	五、二八	五、二三
佐賀	四一、八三	一三、一三	一九、一三
高知	四〇、九七	八、三九	一七、九二
愛媛	三七、六九	一四、二四	一八、六九
大阪	三三、八二	七七、九五	一〇二、五〇
東京	三三、八〇	二〇七、六二	一四七、一三
靜岡	三三、〇六	一九、三九	三一、六二
宮崎	三二、二五	六、二九	一六、〇二
鳥取	三一、五四	五、六五	一九、六八
島根	三一、四九	六、二四	一七、七九
福岡	三一、〇七	二一、三六	三三、一三
大分	三〇、三四	九、五〇	一六、六八
兵庫	三〇、〇四	三七、七三	四九、〇〇
石川	二九、三三	一一、七九	三三、〇三
京都	二八、四五	二九、六〇	七〇、七一
德島	二八、一一	四、九九	二一、四三
岡山	二七、九二	一三、五七	二五、二一
富山	二七、〇三	二一、七九	三三、六五
熊本	二六、八六	四、四八	九、八三
神奈川	二六、七三	六八、四七	五三、九五
千葉	二六、六四	七、二六	一七、九八
鹿兒島	二六、五九	四、五三	七、八三

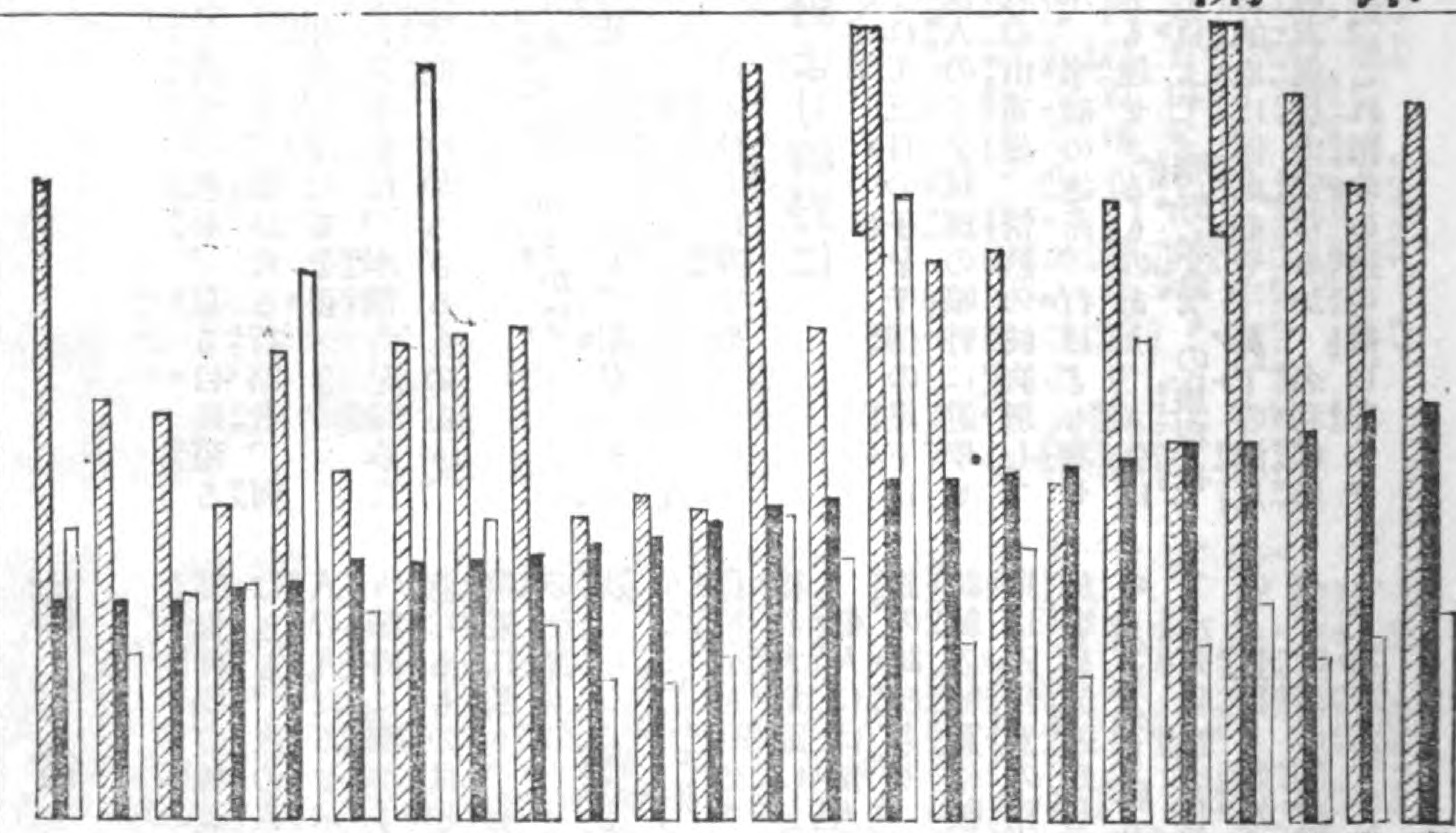
關係



静岡	長野	山梨	富山	埼玉	岩手	青森	新潟	佐賀	秋田	栃木	千葉	神奈川	福岡	山形	宮城	根島	三重	大分	茨城	山口	滋賀	石川	福井
三、九	五、〇	五、一	五、五	五、六	五、七	五、八	六、〇	六、一	六、三	六、五	六、七	七、〇	七、一	七、三	七、五	七、六	七、七	七、七	七、八	八、〇	八、一	八、一	八、五
七七、九	一〇二、八	一一五、三	二六、七	四五、二	三〇、三	五〇、八	四二、六	四七、一	六五、三	二七、二	一二七、七	八一、九	一二八、九	三四、七	八四、二	七一、三	五一、〇	七五、五	七二、〇	七八、二	一六五、三	二一、八	二九、八

關係

(原産品及加工品價額ハ假ニ之ヲ省ク)



	山梨	埼玉	群馬	宮城	北海道	青森	新潟	長野	香川	岩手	茨城	福島	和歌山	栃木	愛知	福井	岐阜	秋田	三重	山形	滋賀	山口	奈良	廣島
人	一三、一八	一四、三三	一四、四〇	一四、八五	一五、五九	一六、四一	一六、五三	一六、七九	一六、九六	一七、七三	一七、九五	一九、三二	一九、七三	二〇、二九	二〇、九八	二一、五六	二二、四七	二二、七八	二三、四五	二四、一一	二四、二四	二四、八三	二六、三九	二六、五一
円	一三、六二	七、二三	一一、三三	一〇、八五	二四、八四	九、六一	三四、六四	一三、五三	九、九一	六、一六	六、二八	七、六二	一三、八二	一一、九九	二八、〇九	八、三〇	一三、四一	六、七五	一一、九八	八、二五	一〇、六七	七、一四	八、二七	九、二〇
円	二九、七三	一九、〇七	一八、五九	一四、三一	二一、三七	一六、二七	二一、八四	三三、三二	三三、〇三	一三、八〇	一四、八八	一四、七九	三四、四〇	三一、四四	四五、〇八	二五、四七	二五、九三	一五、四六	二八、一五	一七、一五	四五、〇〇	三三、〇〇	二九、五五	三二、四八

備考

□ ハ生産百中私生兒ノ割合

□ ハ拂込資本金分頭額割合

■ ハ壯丁千中花柳病ノ割合

■ ハ壯丁千中花柳病ノ割合

▨ ハ風俗犯ニテ檢擧セラレタル割合(上段)

▨ ハ銀行預金郵税貯金ノ分頭額割合(下段)

廓清春秋

河合北洲

五月雨の雫

天に陰欝を盡くの雲は、地に琴線を彈ずるの梅雨となり、點々として軒を廻り滴々として傘を賑はし、土石を打つて、人の子に深刻なる共鳴を迫る。

迫る者、耳ある者に囁いて曰く、爾何者ぞ、何をなし、何をなしつ、何を爲さんとするか、萬物自ら生存の意義あり意義ある爾の意義は如何と。

點々滴々たるものも、天の廓清ならずや。地の洗禮ならずや、風塵の萬物、一たび此洗禮に接す、花紅なるもの愈々紅に、柳緑なるもの愈々緑に、自然の天眞を露出せざれば已まざらんとす、人生の生活に何の廓清あり、何の洗禮ありて汚れたる風塵を拂はんとするか。

雨は又復活の力ならずや。彼、浸潤遍滿せば、山と野に黄緑の波を湛へ、沼と川に滿水の宴を張りて、五月の竿頭丘鯉躍り、道行く人に泥濘の舞ありて、生々の活力、豐年萬作の色彩、見る目に溢るゝものあらんとす、疲びたる行路者、何の時かこの生氣活躍たるを得べき。

愛宕山上の黑き影は、本能寺を望みて勃々たる暗雲制すべからざるものあり、曰く

時は今天下知る五月かな

光秀の謀叛を要せざるも、擧ぐべき一鞭の急あらば、老坂西に走らずして、直ちに衝くべきは本能寺に非ずや。

曠野より曠野に

獅子は生れて三日の子を千仭の崖下に試み。神は人の子を試練の曠野に遊學せしむ。名利の山重疊、情慾の波奔馳して沒頭の草木、多岐の迷路、行けども着せず、登れども達せざるものあり、人生は日夜重きを負ふて、曠野を急ぐの旅程也。

旅程の目的地は何處ぞや、鼻下の滿足なるか、暖衣逸居の安なるか、名利權勢の快なるか、これ獸我の道中觀に非ずや經世經國の雄闘なきも、救世濟民の大計なきも、人の人たる所以の行は如何、人の人たるを求めざるが故に、彼曠野より曠野に徊徘す、里又里ならざるに、得意なるものは膨脹したる風船玉を抱きて駱駝に騎り、有意無意なるものも、夢は夢を食ふの[illegible]となりて塵を追ふ、失意に欺くもの、寒鴉枯木に泣き、狂猿餓狼に躍りて、煩悶の眼、躁狂の發作、四苦八苦の自殺をも辭せざらんとす、自殺は弱者最後の大飛躍にして亦兜町以外の大投機也。

個人には個人の試練あり、家族には家族の試練あり、國家には國家の試練あり試練の輕重は被試者の輕重也、試練の時期は不用意の用意に存す、美味を勸めて旅客を流連せしむるもの、豈獨りロータス、イーター島のみならんや、妙音を奏して水夫を惑はし、其船を座礁せしむるもの、豈獨り妖姫サイレンの岸のみならんや。靈活の警戒を要するものは、個人然り、家族然り、殊に國家を然りとなす。

典獄より牢獄に

自由なる乎、自由ならざる乎。自主なる乎、自主ならざる乎。鷲の如く飛ばんとする我に、斷たれたるの翼あり、獅子の如く奔らんとする我に、繫がれたるの鎖あり、奔るも我にして繫ぐ者も亦我也、靈我は肉我の牢獄に囚はれつゝあれば也。

典獄たらざるの人なし、然も亦囚はれざるの人あるなし。家族に囚はれ、團體に囚はれ、境遇に囚はれ、職業に囚はれ、野心に囚はれ、空想に囚はれ、飲酒に囚はれ、喫煙に囚はれ、藝術に囚はれ、娛樂に囚はれ、虛榮に囚はれ、習慣に囚はれ、性癖に囚はれ、富に囚はれ、貧に囚はれ、學問に囚はれ、名譽に囚はれ、活動するに囚はれ、活動せざるに囚はれ、形式に囚はれ、形式ならざるに囚はれ、一人數牢百人數百牢の重禁錮、幾重禁錮となり、苦中の樂、樂中の苦裏に、自己と趣味を沒了せんとす、これ人生一種の沒了生活也。

凡ての事試練ならざるはなし、囚はるゝも可也、囚はれざる固より可也、其可なるものよりして、人生の意義を掴み、掴みし意義の活躍發展に、其全生を捧げしものは、東西聖徒の榮光生活也。

自由、下る一歩すれば、則牢獄、牢獄の上る百歩なるも自由なるに非ず、一たび罪の鎖に繫がれたれば也、罪の鎖を斷絶するは我の力に非ずして、神と我の共力を要す、共力の開始は、自力即他力、他力即自力の共力の出發點たる也。

墳墓の權

人生は流水也。流水混々たり、蕩々たり、晝夜を舍めずして、千態萬狀、海に注ぐ、人は生の一瞬よりして、死の最後に急ぐ急ぐ流水也。流轉の力よ。天下を睥睨し、宇內を叱咤せし英雄に、何の抵抗力かある。今古を達觀し、東西を敎化せし聖賢に、何の超越法かある。朝の紅顏は夕の白骨となり、一列同行の競爭も墳墓の王國に急がざる何人かある。

人生は墳墓に向つて走ると云ふ、既に墳墓を負ふて走りつゝあるに非ずや。空想を播いては絶望を刈るもの、野心を植へては惡果を結ぶもの、夢み、夢み、又夢みて五十年、更らに七十年、夢なるもの化石し、化石したる墓石の重荷を負ふて、人は其壓力に堪へざらんとす。

墳墓、何の權かある。墓石を荷ふて曠野に流轉する人よ、流轉の夢未だ覺めざるに、人は壓死して墳墓は直立せんとす、保羅曰く、噫われなやめる人なるかな、この死の體より我を救はんものは誰ぞや、是われらの主イエスキリストなるが故に神に感謝すと。

人は、何時までもスヒンクスたり、スヒンクスの謎たる可らざる也。人生の不可解を叫ぶも曠野に迷ふの叫喚にして、曠野以外に別天地あり、牢獄以外に別世界あり、而して墳墓以上に超越すべき理外の理、法上の法を發見せざる可らざる也、之重力の發見以上也、電力の發見以上也、而して新大陸の發見以上なれば也。

法上の法

曰く信仰あるのみ。

曰く行べき道二つのみ。

天地、一大光明あり、眞善美の光耀と愛の聖熱を以て、萬物を生育覆載する生々の世界其一也。

天地、一大暗黑あり、迷、愚、惡の盲動による肉塊にして、空より空に歸る、

罪と死の世界其二也。

分岐點に立てる人よ、右すべきか、左すべきか、右すべくんば右すべく、左すべくんば左すべし、撰ぶべき道一つ進むべき信仰も亦一のみ、

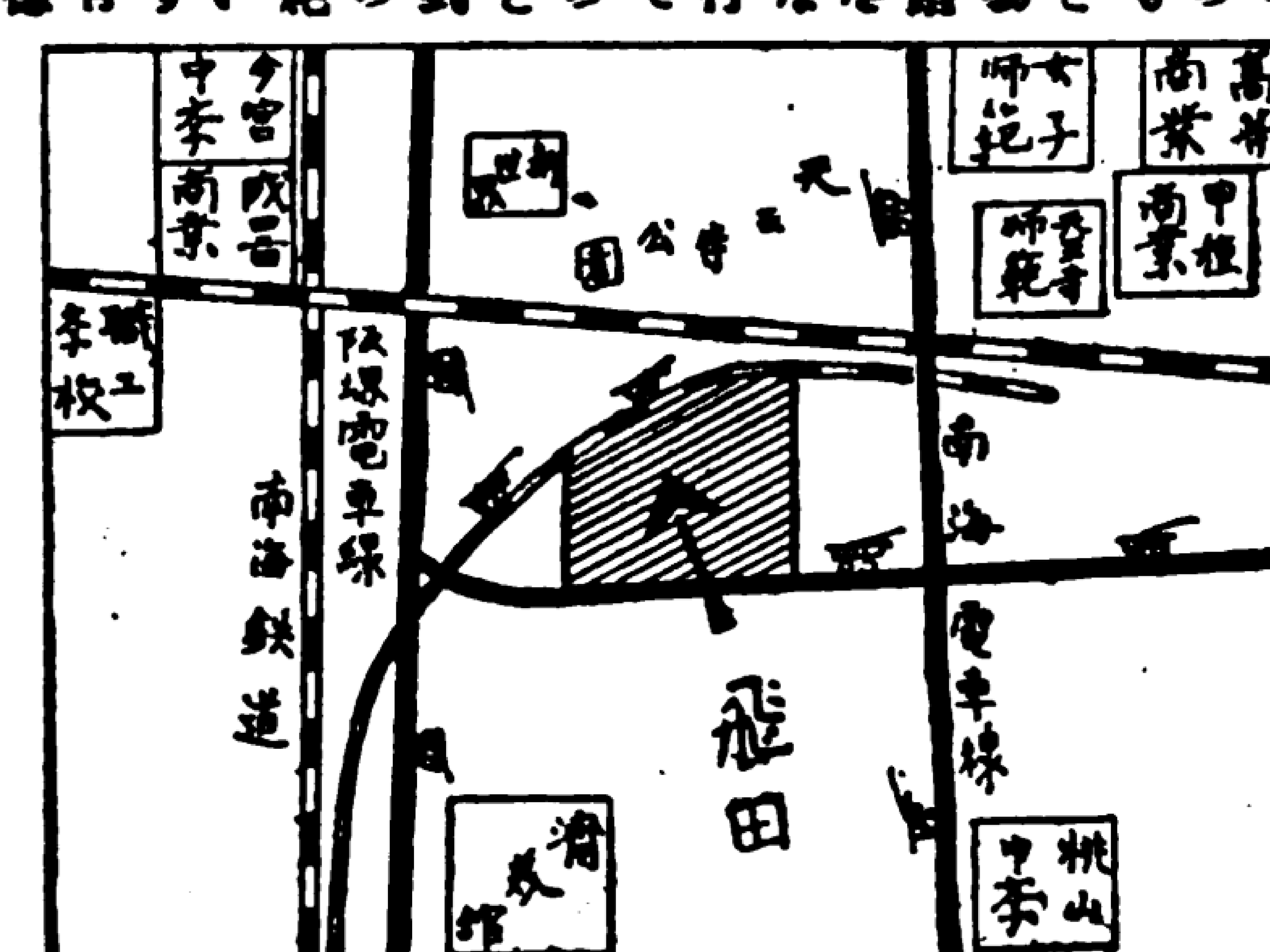
首鼠兩端の人種あり、其色は鼠色、其性は怯懦、其質は狐疑煩悶、其體は神經衰弱、其終りは自殺に非ずんば、自殺的病死あるのみ。

信仰は見ざるものを信ずるの力也。梅雨の雨後に晴天あるを信じ、暗黒の黒上に光明を認むるの信仰は、又迷ふ曠野の磁針ならずや。寸前尺魔の暗黒を照す光明ならずや。肉慾と、肉慾より生ずる惡果を燒盡すの靈火ならずや。死一歩の牢獄、死全死の墳墓に超越する新生ならずや、少くとも、磁針の光明や、靈火や、新生を掘走するの横杆たり、物質世界に超越して、靈界の自由天地に通過すべき神祕の關鍵たる也。

信仰の證人雲の如く、信仰の落伍者も亦雨の如し、上るも一歩、下るも一歩、一歩の立脚地より、試練更に試練、向上更に向上せば、遍照自在の新天新地は我前に瀾如たるべき也。

■スミス氏の反對意見

飛行家スミス氏は飛田遊廓設置につき、左の如き反對意見書を發表した。「大阪に於て新に遊廓地が指定されたといふことを聞いて吾が米國に最も大なる社會的罪惡と認められたるものが吾が愛する大阪に於て增加することを聞いて私は大なる反對の意を表したいのであります。如何なる事業に於ても苟くも成功を志すものは飽くまで嚴正なる道德上の習慣を必要とするのは勿論のこと苟も遊廓などゝいふ場所へ足踏みなどをする樣な者は飛行家としても其他の運動家としても到底成功の望みは絕對にないのであります。青年の道德を向上させるためには遊廓などゝいふものは、漸次減滅して行かなくてはならぬに增加して行くなどゝは以ての外のことであります、從つて私の鳴尾に於ての飛行を見て下さつた親愛なる大阪市民諸君が、飽くまで協力して飛田遊廓問題に反對されんことを切望して止まない次第であります」



■學校地に對する內訓

學校接近の土地に於て敎育上障害の營業開始建物築造取締方（明治三十三年十二月二十八日內務文部兩大臣內訓）

師範學校中學校及高等女學校に接近する土地に於ては明治三十二年文部省訓令第四號第一項の趣旨を貫徹せしむる爲、敎育上故障ありと認むべき營業を許可し、又は建物を築造せしめざる樣取計はるべし

文部省訓令第四號師範學校中學校及高等女學校建築規則（明治三十二年四月六日）抄錄

一、校地にして有害なる瓦斯煤煙塵埃等を發生する工場、瘴氣を發生する虞ある沼地、喧噪なる工場、貸座敷、劇場、寄席、火葬場等に近接するときは道德上並に衛生上有害なるを以て、成るべく遠く隔離することを要す、止むことを得ざる場合に於ても其種類に從ひ、少くとも二町以上の距離を保つべし

■七十二人の秘密

「四月十一日の午前九時頃、淺草公園瓢簞池の畔へ何處からとも無く、銘仙の着物に縞の羽織、白股引の尻端折と云ふ扮裝の人々が出て來て集まる事七十二名に及んだ、何れも五十歲前後の齡で關西辯が耳立つたが、聞いて見ると兵庫縣から來た觀光團體で、夫れが前夜吉原遊廓の見物に行つたが、雨が降つて傘が無い、買ふのも馬鹿らしいとなつて仲の町通りで「これから散會、自由行動を取る事にします明日の會合地は淺草公園瓢簞池――」と云ふ事になり一夜明けて約束通りに池畔へ集まつたのであつた軈て其中の宰領らしいのが『昨夜の事に就ては各自秘密を嚴守する事、是れはお互に妻子あるもの、殊に東京の學校に子弟を托してゐる者は最も苦痛を感ずるから』と希望する、一同喝采する。」下略（萬朝報）これ公娼制度の禍害の生ける實例ではないか。遊廓が名所である間は、自ら圖らぬ罪惡に陷れられる。

飛田遊廓事件大運動記

白萩生

▲四月二十日の午後二時頃の事である。大阪の林歌子姉が上京せられたといふ通知を本部で受けた。すると三時頃矯風會の事務所から私に來てくれといふ電話である。早速行つて見ると、矢島先生はまだ病床にあられる、其周圍に林歌子姉を始め、久布白落實子、守屋東子女史等の猛將連が集つてゐる。議題は即ち飛田遊廓事件に對する策戰計畫で、其爲め林姉は急行せられたのである。私は先づ心の内に姉の熱心なる御活動に對して感謝しない譯には行かなかつた。廓清會の今日ある、姉に負ふ處が甚だ多い。

■大阪支部の蹶起

▲林姉の語る處によると、同姉は當時三重縣下に旅行中であつて、十六日になつて始めて新聞紙によつて知り、早速歸阪し宮川經輝、釘宮辰生氏等と鳩首密議し、即時本會大阪支部役員、婦人矯風會役員各教役者等に急報して咄嗟の内に、協議會を開いたが、何れも憤慨甚しく、意氣天を衝き、反對の大運動を起す事を決議し、林姉等の委員は直に大久保府知事、新妻警察部長等を訪ふて許可の不法を詰り、宣戰を布告して引上げ、其足で各新聞社を歴訪して、また反對運動を起すにつき援助を乞ふ旨を述べて歩いたが、今日迄いつも冷淡であり、曾根崎新地の場合は寧ろ嘲笑し、難波新地の時は歎願を冷評してゐた程であつたにも拘らず、今回は各社とも熱心に我等と歩調を共にする事となり、毎日紙聞の如きは堂々たる社說を掲げて府知事に迫り、大阪の輿論は轟然として擧つて反對を表するに至つた。四年前に比べて眞に隔世の感がある、今日迄『廓清』の奮鬪し來つた効果は空しくなかつたのである。と一同は欣んだ。

▲斯くて更に策戰を議し、林歌子姉は二つの要件を帶び急行東上するに至つた。一は廓清會本部及び婦人矯風會本部の決議書を携へて、内務大臣、文部大臣、總理大臣に陳情する事、一は大阪に大演說會を開く爲めに本部より辯士の來援を乞ふ事で、飛電一つで何時でも演說會を開くの準備が整ふてゐるといふ

■本部臨時理事會

▲そこで即夜理事會を開く爲め、守屋姉の動議で林姉と私と三人自働車を驅つて先づ島田會長を其自邸に訪ふた。時に午後五時である。幸夫人も一緒に席に列られ、林姉より大阪の事情を述べると、先生も頗る憤激せられ早速先生のお邸で午後八時から理事會を開く事になり、電話を以て各役員に通報すると共に、我等は再び自働車を高田村に驅つて安部副會長を訪ひ、更に巣鴨村に内ケ崎理事を訪ね、八時歸邸し、八時半に至り左の諸氏が揃つた。

島田三郎、島田信子、安部磯雄、内ケ崎作三郎、
林歌子、山室軍平、松宮彌平、油谷治郎七、
渡邊つれ、守屋東子、伊藤富士雄、伊藤秀吉、

即ち開會 凝議三時間に亘り、別項の決議文を草し一方支部に打電して事件の眞相、不正事件の伏在する事なきかの調査をなさしめ、二十四日夜を以て東西一齊に大演說會を開き、相呼應して輿論に訴ふる事とし、島田三郎、山室軍平の二氏は大阪に、内ケ崎作三郎氏は神戶に、安部磯雄、油谷治郎七等諸氏は東京に於て各熱辯を揮ふ事に決定し、十一時半散會した。

■委員の當局者訪問

▲翌二十一日、林歌子女史を始め、渡邊つれ子、久布白落實子、守屋東子の諸氏は、例の決議文を携へて内務大臣不在の爲め前田文書課長及び警保局長に面會し、事情を具陳し感極まつて泣いたといふ。二十二日に首相官邸に大隈伯を訪ふたが、首相は『これは大變な油斷をしましたね』と同情を表し、内務大臣が歸つたら取調を命ずべしとの答を得、歸路文相官邸に高田博士を訪れ、飛田の地が學校地なる事を述べて其盡力を乞ふた。

▲同夜は即ち豫て計畫の青年演說會を統一教會に開き、林姉は多忙中を推して出席し、大阪問題を熱心に說明せられた。

■東西一齊の大演說會

▲二十四日は即ち大演說會の當日で、而も矢島先生が八十三回の誕生日に當り、世界名國の婦人矯風會にては此日をジャパニーズデイとして、先生の爲めに祝賀會を開いてゐる日である。午後六時半中央會堂に於て大阪問題の大演說會を開いた。矢島先生は病軀を提げて司會をせらるゝ事となつたが、未だ大きい聲をする事が出來ないので、余が開會の辭を述べ第一席高島米峰氏『男女關係論』と題し、油谷治郎七氏は『松村介石氏の存娼論を評す』と題し、一

時間半に亘る大演説を試みて存娼論を粉碎し、第三席代議士根本正氏は『婦人の勢力』と題する演説をなし、余は再び登壇して別項の決議文を朗讀して滿場の贊同を求めて急霰の如き拍手の裡に、貴族院議員江原素六氏は『娼妓論』と題し、大隈内閣の高遠の理想より論評を進めて、公娼増設の不埒を詰り、第五席安部磯雄氏は『谷本博士の公娼論を評す』と題して登壇せられたるも、各辯士の熱辯の爲め、既に十時に達せる爲め寧ろ余は演説をなさざるべし、但余の議論は廓清五月號に就きて見られたしとて閉會した。滿場立錐の餘地なく、入場を謝絶するに至り、翌日の新聞紙は爭ふて其盛況と講演を掲げた。以て民論の嚮ふ處を察するに足るのである。即時入會申込者十七名　大阪神戸にても非常な盛會であつた。

■當局大臣との折衝

▲二十六日、林歌子姉は一木内相が臺灣より歸京の途を岡山に迎へて、車中に訴へ、事情を縷陳したが一木氏の事とて輕卒に答えをなさず、默々として聽取するのみであつたといふ。

▲二十七日、余は矯風會事務所に招かれて今後の運動を協議し、島田會長を訪ひ、更に第二回の演説會に就て指揮を乞ひ、矢島氏は守屋氏を從へて文部省に高田文相を訪ひ、大阪毎日紙聞に表はれたる飛田遊廓地が學校に包圍せられ居る略圖ある新聞紙を携へて之を示したるに、文相も驚いて必ず一木氏に相談すべきを以てせられた。

■外人團の大臣訪問

▲二十八日、早朝余の自宅に二本の手紙が着いた、一本は郵便で一本は使を以て何れも島田會長よりの手紙である、要は午前十一時迄に來てくれ陳情書が出來たこと故演説會の事に就て相談したいとの事であつた。然るに恰も大阪在住外人團の代表として、フルトン氏エルスキン氏上京せられ本部事務所を訪はれたが、不在の爲め島田會長邸に十一時に行く故、同所にて一緒に會ひ度しとのことで、偶然にも同時間に島田邸に落合ふ事となつたのは頗る好都合であつた。暫く茲で密議して島田氏より山崎秘書官に電話をかけて首相、内相、文相との會見を定め、午後二時半余は二外人と共に總理大臣官邸に大隈伯並に一木内相と會見する事となつた。二外人の陳情に對して大隈伯は直接實際問題に觸れざる大體論をなし、一木内相に答辯を讓つたが内相は『飛田遊廓は新設又は増設と見るべきに非ず、難波新地の移轉にして、火災に罹れる氣の毒な者に更に職業を奪ふは氣の毒故、移轉の口約を與へ置きたるものなど、今日實行したる迄の事にて、制度其物の可否は議論もあらんが、日本に於ては公娼制度を執つてゐるのであるから、根本問題は兎に角として當面の問題は移轉せしめたる迄の事故、議論の餘地なからんとの事に、余は然らば閣下は數年後の今日罹災者はそれぞれ或は他廓に於て貸座敷等を營み、或は正業に轉じ居れる今日、尙ほ失業者として氣の毒なりとして救濟の必要を認められたるやと突込むと、いや救濟といふよりは口約を實行した迄で、約束を守らねば官廳としての信義が保たれぬと答へ、大阪市民の利害を無視しても保護の必要ありやといふやうな處より、遂に余との間に公娼制度論に入り、内相は『廓清會などで公認々々といふが、自分の解釋に於ては公認してゐるのではない、營業といはず、稼業と云ひ、營業税といはずして賦金と稱してゐるのを以ても、國家の態度が分るのであつて、道中をするとか、花を植へるとか、大厦高樓軒を並べるが如きはよろしくない、といふ樣な議論をせられたから、然らば廓清會の主張と同樣である廓清會は取締を廢止せよといふに非ず隱密に取締り社會の表面に目立たぬ樣にせよといふにあれば、即ち議論が一致するやうに思ふ、今後左樣の御方針にて取締り下さるべきやと問ふと、いや今後さうするといふよりも今日迄も公認ではないと申すのだとの事に、然らば假りに貴下の仰せらるゝ如く法律制度の上に於て公認といふは誤なりとするも社會の實際としては明白に公なる賣淫婦であるから之に對して、秘密なる賣淫婦として取締り下さるべきや、と追究愈々急を加へると、いやそれは廓清會などであまり公認々々といふ風に云はず、社會から公に認めたものでないやうにいふて貰ひたいのであると逃げ、再び大阪問題に移つて、學校地であり公園の附近であり、電車汽車の圍む處である場所を適當と見らるゝやと問ふと、それは高い塀を築き外から見へないやうにすると答へられた。歸つてから此事を矢島先生に話すと『高い塀を設くるたら見へないやうにするんでなくて、眼立つやうにするんですね』といはれたが如何にも左樣であると思ふ。二君は即ち地圖と二十六名署名の請願書を首相、内相に渡して引下つた。會談四十分であつた。歸路高田文相を訪ふと話の要點は首相へお話の事と同樣と思ふから、首相から承はる、時間の都合で外出したと逃げられたので、即ち請願書を殘して、矯風會事務所に引上げた時に三時半二君は同夜七時の汽車で歸阪せられた。心からの感謝を二君及び大阪在留の外人諸君に捧ぐる。

編輯之後

■飛田遊廓問題は全く馬耳に水であつた。大久保府知事は一體は教育慈善等の事等に熱心な、眞二千石であると我々の方面からは思はれてゐたのであつたが此問題ですつかり其面に自ら泥を塗つて了つた。恐らくは上からの壓迫でお人よしの知事は之に抗し得なかつたのであらうと思はれます。

■併し如何にも意外なのは大阪市の輿論である。曾根地新地の燒けた時や、難波新地の燒けた時に比して僅々四五年の間に、隔世の感ある程の變りやうです。これは實に『廓清』と大阪支部員の努力の結果であると見てよいのである。『廓清』が毎月大阪市丈に一千部づゝ入込むのであるから、過去四年四ケ月で五萬二千部這入つてゐるから、此感化力は決して蔑視する事は出來ない。と林姉が仰せられたが、或はさうでせう。

■此問題は決して大阪丈の問題ではない。此際に我々は社會教育を施さなくてはならぬ。其意味からいふと實に絶好の機會である。實はもう何かあつてよい頃であつたのです。グレゴリー氏などに聞かせたら泣き出すであらうが、私共は之は神樣から與へられた最も善き社會教育の機會、主張貫徹の時期促進の機會として奮闘する覺悟である。會員諸君は、靈的にも物質的にも、出來得る丈の方法を以て御援助否一緒に御運動を願ひたいと思ひます。逸早く種々激勵の書簡を寄せて下さつた會員諸君に感謝します

■此事件の突發の爲めに、編輯はすつかり滅茶々々に遲れて了ふの餘儀なきに至つたばかりでなく、折角御投稿下さつた分を皆次號廻はしとするの止むなきに至りました、事を諸君に陳謝します。殊に身上相談を寄せられた諸君にお答へする事の出來なかつたのは、如何にも遺憾であつたが、次號迄御待ちを願ひます。然し唯今來てゐる分はそんなに一月を爭ふ程至急を要する問題でもないやうに思ひます。今月は殊に私の詰らない統斗に就ての説明を長々とやつたので、頁數は超過して了ひましたから、來月號は勢ひ多少頁を減じます積りです。

■今度の事件で、私は同志會の關係上甚だ失禮のやうでしたが、心密かに島田會長が何れ程の覺悟で此の問題に對し得るかを心配してゐましたが、流石に



廓清發送の光景

先生は高潔な人格の方であると歎稱せざるを得ませんでした。道德問題に於ては政黨上の敵味方はない不正不義の者は飽迄打つて闘はなければならぬとて政友會側の立たん事を喜んで希望せられて居る位で永井柳太郎氏が私に島田氏は内閣が若し擁護せば議長の椅子を抛つて爭ふ勇ありやと問はれた事を、先生に話したら、内閣の椅子と議長の地位とは關係がない、併し乍ら議長の椅子が若し邪魔になるならば、何かあらん、いつでも捨てると仰せられました。そして一番眞先に五十圓の寄附を申出でられたのです。先生の意氣察す可く、私共も心強く思ふ事が出來ました。

■益富理事は去る二十六日全快の上歸京せられました。併し何しろ二ケ月以上病蓐にあられた事とて、當分尚休養の必要があるやうです。斯様の運動の際、氏の辣腕を得る事が出來ないのは遺憾である。

■矢島先生も殆んど御全快の御樣子である。何しろ一番熱心に氣を操んでお出でになるのは何と云つても先生です。先生は唯其爲めに、日本の風紀問題の爲めに生きて居られるのですからね。ブース大將は眼を疾んだ爲活動が止まつたから死んだ。我矢島先生は日本の公娼制度全廢迄はどうしても生てゐて頂かないではならぬ方である。之が實行が出來たら或はブースの轍を覆まるゝかも知ない御自愛を祈る。

■婦人矯風會は四月の總會に於て、大正十年迄を期して公娼廢止の省令獲得を決議した。すると恰も同じ月に飛田問題が起つたので、愈々奮勵して毎夜事務所は十二時迄も多忙を極めてゐます。(白萩生)

大正五年五月一日納本(毎月一回一日發行)
大正五年五月一日發行一部金七錢本號に限十錢

編輯兼發行人　神田區今川小路一丁目三番地　伊藤秀吉

印刷人　神田區三崎町三丁目一番地　上村龍之助

印刷所　神田區三崎町三丁目一番地　博信堂印刷所

發行所　芝區三田四國町二番地廓清會　廓清發行所
電話芝五八五五番
振替東京二七〇七二番

this new entity; so all our efforts will then be used to fight against that state of mind.

This is not the place to go over all that has been written on this subject, from the works published by the most qualified doctors, to the admirable book written by Flexner. All, contrary to the opinions of the official doctors of countries where the regulating system is in force, have declared that not only regulation is useless to public health, but that it creates a false security from the hygienic point of view. By compulsory medical examination, by the delivery of the card, it in some measure gives offical guarantee as to the quality or value of the article which is offered. Yet we shall never repeat too often that "There is no prostitute whose sanitary condition is quite guaranteed by any doctor."

Since a few years, a fervent propaganda made amongst the University-students and working lads of France has gained to the cause of the abolitionists the best among them. Lectures on the subject have been organized by the associations of students and by popular Universities.

Booklets on the subjects treated have been freely distributed to the soldiers by permission of the Generals commanding the forces. These lectures, the usefulness of which no one will fail to recognize have been made mostly by our colleague. Mr. Pouresy.

NOTES FROM THE REPORT OF THE CANADIAN NATIONAL COMMITTEE.

The Canadian National Committee for the Suppression of the White Slave Fraffic in Canada, a sub-committee of the Social Service Council, has Presented a report from which the following paragraphs are taken.

Procuring Still Decreasing. No less an authority than Col. Sherwood, Chief Commissioner of Dominion Police, has stated that for many months there has been has no case of white slavery in Canada. It is our earnest hope that when immigrants again come to our Dominion every means will be used for the protection of these strangers, so that never again will any girl or woman fall a victim to the procurer or white slavery.

Illegitimacy. With very great pleasure we express gratification that the facts deny the truth of the numerous reports, current some months ago, as to the abnormal illegitimany resulting from immorality of soldiers with unmarried women. Careful inquiry reveals the absolute untruth of these reports. In many cities illegitimany is less than in the months before and immediately after the opening of the war. Special information on this subject has been obtained from Rescue Homes and Maternity Hospitals confirming the decreased rather than increased illegitimacy, and especially emphasizing the veay small percentage of war babies. We most heartily give expression to our gratification over this matter.

Warnings to Girls. Your Committee greatly rejoices over the help to many girls through the publication of the leaflet. "Warnings to Girls" by the Dominion Government. We recommend that ministers, social workers, physicians, parents, and all interested, secure copies of these warnings and place them in the hands of the young women everywhere.

3 — 720

THE PURITY

Published monthly at the Head Office of the Purity Society,
No. 2, Mitashikoku-Machi Shiba, Tokyo.

Vol. VI May. 1916 No. 5.

REPORT OF ILLINOIS COMMISSION ON VICE

Note: All items in the English department for this month are taken from the March number of the *Light*, La Cross, Wisconsion.

The Illinois Senate Vice Commission, Hon. Barrate O'Hara, Chairman, has recently submitted its report in a volume containing more than 900 pages. This commission that has been at work nearly three years has evidently done thorough work and has prepared a report that will be helpful. We are glad that this commission has had the courage to openly and frankly state that poverty is the greatest cause of commercialized immorality, and that "more women of the underworld fall into dishonor from domestic employment (hired girls) than from any other work." The principal recommendations of the commission follow:

Enactment of a minimum wage law; repeal of social laws fallen into disuse and strict enforcement of all others; encouragement of uniform state social legislation; improvement of conditions for girls in domestic service; establishment of homes for moral and industrial schooling of reformed women; extension of vocational education; abolition of the "Fining system in the treatment of immoral women;" registration of minor boys and girls in employment; prohibition of printing in newspapers of details of court cases involving moral lapses; creation of a state athletic commission for the encouragement of healthful pastimes.

THE STRUGGLE AGAINST IMMORALITY AND THE REGULATION OF PROSTITUTION BY THE STATE.

From a paper prepared for the Ninth International Purity Congress, San Francisco, July 1915, by Madame Avril de Sainte-Croix, President of the Committee for the Suppression of the Sweating-system, and for the Equality of Moral Standards,-General Secretary of the French Abolitionist Federation, Paris, Franc.

At the very moment when the world is convulsed by the awful war of which we are witnesses, a great moral change appears throughout the world regarding questions which it is quite necessary to study, in order to reach the origin of the evil from which we suffer; it seems to us that the question which the Purity Congress ts going to study is one of the most important.

Have we not just seen, indeed, in all its horror, during the gloomy days we have come through, the deformation produced in the nation, by the removal of the responsibility from the private individual to the State, and the placing of his physical and moral health in the hands of